

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|------|-------|
| 議 長 | 副議長 | 局 長 | 次 長 | 議事係長 | 議 事 係 |
| | | | | | |

| 総務常任委員会会議録 | | | |
|--|--|-----|--------------|
| 日 時 | 平成 28 年 9 月 27 日 (火) | 開 議 | 午後 1 時 0 0 分 |
| | | 散 会 | 午後 9 時 2 4 分 |
| 場 所 | 第 2 委員会室 | | |
| 議 題 | 付 託 案 件 | | |
| 出席委員 | 山田委員長、斉藤副委員長、安齋・酒井（隆裕）・濱本・ 佐々木各委員 | | |
| 説明員 | 市長、教育長、副市長、総務・財政・教育各部長、消防長、 会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長 ほか関係理事者 | | |
| 参 考 人 | 迫俊哉氏 | | |
| <p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p> | | | |

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます

本日の会議録署名員に、安齋委員、濱本委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、お諮りいたします。

審議の参考に資するため、本日の当委員会における公明党の質疑の際に、森井市長就任時の総務部長である迫俊哉氏に参考人として出席を求めることとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 01 分

再開 午後 1 時 12 分

○委員長

再開に先立ちまして、9月1日付で人事異動がありましたので、異動した理事者の紹介をお願いいたします。

(理事者紹介)

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、理事者より報告の申し出がありますので、これを許します。

「平成29年度組織改革について」

○総務部副参事

組織改革に伴う実施年度の変更について説明いたします。

まず、1ページのかがみをごらんください。

今回の変更の概略になりますが、初めに、変更点については、平成29年度を目途としていたものを、組織再編に伴うものは30年度、グループ制の導入などは29年度実施に変更いたします。

2、変更する理由であります。各部からの提案が73項目になったこと、複数部にまたがる組織再編の調整などに時間がかかること、さらに次期小樽市総合計画との整合性を図れることなどを理由にしております。

3、変更に伴う今後のスケジュールですが、変更前は、29年4月実施のため、本年第4回定例会で条例案を提出する予定でしたが、変更後は、今後の進捗状況をもとに条例提案の時期を決めてまいりたいと考えております。

次に、資料1で詳細を説明いたします。

1. 2定報告の囲みをごらんください。

本年7月1日の総務常任委員会では、平成29年度組織改革基本方針等に基づき、主に4点を報告しております。

①平成29年度を目途に全庁的な組織改革を実施する。②各部からの意見を吸い上げ、それを生かしていく。③平成29年度実施分と継続して協議する分に分ける。④本年10月に組織改革案を決定し、第4回定例会で条例案を提出する。

2. 各部提案ですが、第2回定例会終了後の本年7月8日、各部からの提案を集約したところ、提案数は73項目

に上り、そのうち統合、再編、移管など、組織再編に伴うものが、56項目の提案がありました。

3. 73提案を整理につきましては、まず73項目の提案を12区分に分け、それぞれ部に昇格、統合・再編など、ごらんのとおりの区分に分類しております。次に、73項目の提案を重要度や難易度などをもとに、重点項目、検討項目、原部対応、重点項目と関連する項目、先送りの五つの項目に区分し、その中から基本方針に定める社会情勢の変化や市民ニーズの多様化などに的確に対応するため、六つの重点項目を設定し、取り組みを進めてまいります。六つの重点項目には、政策、子育て、災害などを掲げております。

ここで、資料2をごらんください。

これは、各部から上がってきた73項目をまとめたものです。例えば一番上の企画政策室の部の格上げが二重丸となっておりますので、これは重点項目に位置づけ、その下には、この重点項目と関連する項目をまとめております。枠の一番下の公共交通部門の一元化は、企画政策室の部の格上げと同時に検討する項目として位置づけして整理しております。

以下、港湾部の新設では、石狩湾新港の移管などが関連する項目となっております。

各項目の左には、実施年度案、その左の区分には部に昇格など、12区分に分類しております。

また、項目の右横には、解決すべき課題、提案した部の数、担当部を記載しております。

それでは、資料1に戻りまして、4. 実施までの手続等については、複数部にまたがる再編の調整や前回の検証など、ごらんのとおりとなっております。

5. 平成30年と関連する事業との整合性についてですが、平成30年には、次期小樽市総合計画の策定作業が平成29年から本格化し、また、国民健康保険の制度改革など、組織改革に関連する事業が控え、整合性を図る必要が生じてきています。

6. 当初スケジュールでは困難については、組織再編56提案のうち、複数部にまたがる統合、再編は6提案あり、これらを解決するためには、かなりの時間を要することから、当初予定していた第4回定例会には間に合わないこととなり、組織改革のうち、組織、再編にかかわる項目は1年先送りすることがベストと判断いたしました。

今後は、各事業の必要性や緊急度などを検討し、これらの課題を整理した上で、73提案について各部と絞り込んだ上で、平成29年4月実施、30年4月に送るもの、さらには時期尚早などの理由により将来への課題に分け、実施してまいります。

説明は以上となりますが、組織改革に関しては、第2回定例会の報告からわずか3カ月で実施年度を変更することとなりますが、将来を見据えた組織の再構築には時間をかけて課題の解決などに取り組む必要がありますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長

「次期総合計画に係る経過報告について」

○（総務）企画政策室品川主幹

平成31年度からスタートする次期総合計画の策定について、資料に基づき、これまでの取り組み経過を報告いたします。

まず、庁内会議である総合計画策定会議の設置です。この会議は、総合計画の案の審議と決定を行うもので、これまでに、ことしの1月27日、5月17日、8月26日の3回開催し、論点整理を行い、計画策定の基本的な考え方や策定体制、スケジュールなどについて検討しております。

これらの方向性を、「（仮称）次期小樽市総合計画策定の基本方針」として、次回の第4回定例会で報告し、ホームページなどで公表する予定です。

次に、市民等アンケート調査についてですが、（1）郵送アンケート調査を、市民、地区別、団体別、市外在住者別に実施しました。調査対象及び途中経過ですが、9月5日到着分までの回収率は、表のとおりであります。

また、追加の調査として、(2) 観光客アンケート調査を 9 月 1 日に実施しました。これは、市外在住者の視点で、小樽の魅力や課題を把握することを目的として、国内観光客を対象に街頭アンケート調査を行ったもので、小樽商業高校のインターンシップ生 3 名が調査員として参加しました。

設問は、「小樽の魅力について」「小樽に不足しているところや改善すべきところ」などで、回収数は 154 件でした。

なお、調査結果につきましては、今後、集計、分析を行い、平成 29 年第 1 回定例会で報告し、ホームページなどで公表する予定です。

○委員長

「平成 29 年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求（案）について」

「石狩湾新港分区指定（案）について」

「石狩湾新港周辺地域の再生可能エネルギー等の計画について」

「平成 28 年第 2 回石狩湾新港管理組合議会について」

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

石狩湾新港関係の案件について、報告事項が 4 点ございます。

一つ目の報告事項の平成 29 年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求（案）につきまして、石狩湾新港管理組合より 8 月 29 日付で事前協議がありましたので、説明させていただきます。

資料については、1 枚目と 2 枚目になりますが、1 枚目は、28 年度配分額と 29 年度要求額（案）を事業名、説明ごとに内訳金額を示した比較表で、2 枚目は位置図となっておりますので、番号が符合していますので、あわせてごらんください。

初めに、国直轄事業です。位置図の上段、右側の①北防波堤であります。港内の静穏度を向上し、安全な船舶航行、荷役作業を確保するため既設の防波堤を延伸するもので、29 年度は、基礎工として地盤改良、本土工としてケーソン製作などの工事を予定しております。事業費は 20 億円、その内訳は、国費が 17 億円、管理者負担分が 3 億円となっております。

次に、管理組合が施工する交付金事業であります。位置図の中段、右側の②泊地（-10m）は、所定の水深を確保し、貨物船の安全な荷役及び係留を確保するため、また、③泊地（-3m）は、漁船の安全な荷役及び係留を確保するため継続してしゅんせつ工事を行うもので、29 年度は、ともに事業費 2,100 万円を予定しております。

次に、位置図の中段、左側の④西・樽川ふ頭線は、交通の円滑化を図るため道路改良をするものであり、29 年度は、事業費 5,000 万円を予定しております。

次に、④の右側の⑤コンテナヤードは、既設コンテナヤードの狭隘化を解消するため、27 年度からの継続事業としてコンテナヤードの整備を行うもので、29 年度は、舗装工として事業費 3 億 5,000 万円を予定しております。

最後に、⑤の下側、⑥荷役機械は、コンテナ貨物増に対応するため及び既設荷役機械の故障、事故等による危険回避のため荷役機械を新たに 1 機増設するもので、29 年度は、測量設計費として 4,000 万円を予定しております。

これら六つの事業を合わせまして、事業費としては、全体で 24 億 8,200 万円、管理者の負担として 7 億 3,800 万円の要求となっております。

なお、28 年度の配分につきましては、国直轄事業として北防波堤を、事業費で 20 億円の予算要求をしたところですが、結果として 7 億 860 万円となったため、全体として事業費 12 億 60 万円、管理者の負担は 5 億 8,095 万 7,000 円と伺っております。

さらに、本件につきましては、小樽商工会議所及び小樽港湾振興会に意見照会を行ってございましたが、それぞれ意見がない旨の回答がありました。

市といたしましては、これらを踏まえて検討した結果、本件につきましては同意したいと考えております。

続きまして、石狩湾新港分区指定について説明させていただきます。

資料の 3 枚目をごらんください。

同港の臨港地区については、現在に至るまで分区の指定が行われていなかったところではありますが、昨年の臨港地区の全面見直しに伴いまして、港湾法第 39 条に基づき、健全な土地利用の誘導とともに、港湾機能の増進と円滑な管理運営を図ることを目的として、新たに分区指定を行うものであります。

東地区においては、青色で示されている図面右側は、水産物の取り扱いや漁船の出漁の活動を行う漁港区に、ピンク色で示されている左側は、特殊品などの一般貨物を取り扱う商港区に、中央地区においては、緑色で示されている箇所は、現在、エネルギー供給基地として使用されている現状を踏まえ保安港区に、同地区の右側、埠頭の先端部は、北海道ガス株式会社の火力発電所の建設に伴って工業港区として指定するものであります。

また、西地区においては、同地区のピンク色で示されている図面右側は、林産品など一般貨物を取り扱う商港区に、黄色で示されている左側は、北海道電力株式会社が LNG 火力発電所の建設を行っている現状を踏まえ、工業港区として指定するものであります。

さらに、中央地区においては、ピンク色で示されている中央水路部近傍の岸壁部は、外貿コンテナ貨物やセメントなど一般の貨物を取り扱う商港区に、その背後地は、具体の土地利用の方向性が定まっていないため、現時点では無指定区域とすることとしております。なお、分区の種類は、資料の下段に種類の概要を記載しておりますので、御参照願います。

今後につきましては、11 月開催の第 3 回石狩湾新港管理組合議会において、分区条例案を提出する予定とのことであります。

続きまして、石狩湾新港周辺地域の再生可能エネルギー等の計画について説明させていただきます。

資料の 4 枚目をごらんください。

同地域においては、四つの風力発電事業者が計画を進めておりますが、本年度より一部工事に着手する事業者もおりますので、現時点の計画と進捗状況を説明させていただきます。

まず、図面の左側、赤丸で示しているエコ・パワー株式会社の事業計画は、環境影響評価の最終段階である評価書の縦覧を終え、本年秋から風力発電の建設の準備工事に着手し、来年度中には工事を完了して、発電を開始する予定と聞いております。

次に、その上の銭函ウィンドファーム合同会社、右側の株式会社市民風力発電は、環境影響評価の第 3 段階である準備書の手続きを終え、現在、評価書の作成に向けて整理中と聞いています。

次に、緑色の丸で示している石狩湾新港管理組合の事業者公募計画である洋上風力発電は、代表事業者が株式会社グリーンパワーインベストメントに決定しており、環境影響評価の第 3 段階である準備書の縦覧を終え、経済産業省の審査を待っているところであります。

次に、その下の青丸の部分ですが、環境に優しいエネルギーの取り組みとして、北海道電力が建設を進めている LNG 火力発電所においては、現在、1 号機発電機の建設が進んでおり、運転開始は、平成 31 年 2 月であるとのこととあります。また、この発電所へ燃料の LNG を供給するため、北海道電力の貯蓄タンクの 2 基の建設も進んでおり、さらには北海道ガスが、本年 10 月から発電所の建設を進めると伺っております。

最後に、四つ目の報告事項として、平成 28 年第 2 回石狩湾新港管理組合議会定例会が、去る 9 月 7 日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

議案は、石狩湾新港管理組合監査委員の選任につき同意を求める案件で、同意議決されました。

また、報告事項は、専決処分報告につき承認を求める案件が承認され、一般財団法人石狩湾漁協操業安全基金協会、一般財団法人石狩湾漁協総合振興対策協会、石狩湾新港サービス株式会社の経営状況に関する報告がありました。

石狩湾新港に係る案件の説明は、以上となります。

○委員長

「平成27年度における小樽市職員倫理条例の運用状況について」

○（総務）コンプライアンス推進室長

平成27年度における小樽市職員倫理条例の運用状況について。

まず、職員倫理条例第24条の規定に基づきまして、平成27年度における同条例の運用状況について報告いたします。

本日、配付させていただいております資料をごらんください。

まず、同条例第14条に規定しております公益通報は、1件ございました。

件名は、平成27年度人事異動における市長の法令違反でありまして、平成28年3月14日に匿名（市職員）として通報があったものです。その概要等につきましては、8月9日の総務常任委員会にて既に報告をしておりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、資料の2番目になりますが、倫理条例第22条に規定しております公益目的通報は、3件ございました。

1件目の件名は、交通費の不正受給についてでありまして、平成27年5月29日に匿名で通報があったものです。その概要につきましては、通報対象者は、公務での外勤時に禁止されている自家用車を使用しているにもかかわらず、交通費（バス代）の支給を受けている。本件は、通報対象者に限らず、多数の学校で行われているというものでありました。コンプライアンス委員会において調査を行いました。通報対象事実はないと判断されています。

2件目と3件目につきましては、いずれも匿名ですが、平成27年10月19日、同一封筒で通報がありました。2件目の件名は、勤務を休んで国勢調査でありまして、その概要は、国勢調査は兼業が認められているとはいえ、土日や夜の時間を有効に使うのが原則ではないか。職員が年次有給休暇を取得して調査に歩くことが普通なのであれば、市民感情として許せない。きちんと本業をしてほしいというものです。3件目の件名は、情報漏えい、倫理違反でありまして、その概要は、通報対象者は自分の自動車税を調べたり、他人の情報を検索して他者に公言していたというものです。この2件につきましては、コンプライアンス委員会において調査の必要性なしと判断されております。

続きまして、資料の3番目になりますが、倫理条例第12条に規定しております不当要求行為等は、4件ございました。内容としましては、申請の手續に納得せず、脅迫電話をかけてきたもの、特定の業者について委託業務から外すように要求してきたもの、職員に対して暴力行為を行ったものがございます。これらにつきましては、公表することによって不当要求行為等を行った相手方を刺激する可能性があることから、詳細についての公表は差し控えさせていただきますと思います。

最後に、資料の4番目になりますが、倫理条例第6条に規定しております職員研修について説明いたします。

合計で41件の研修を実施し、延べ597名が受講しております。そのうち、コンプライアンス公務員倫理及び地方公務員法に関する研修につきましては、6件の研修を実施し、延べ171名が受講いたしました。

○委員長

「ナホトカ市との姉妹都市提携50周年記念事業の実施について」

○（総務）秘書課長

ナホトカ市との姉妹都市提携50周年記念事業について説明を申し上げます。

日本海を挟んで、旧ソ連、現ロシアとの対岸貿易を盛んに行ってきたことがきっかけとなり、昭和41年9月にナホトカ市と小樽市が姉妹都市提携を結んでから、ことしで50年となります。この姉妹都市提携50周年を記念して、10月25日から30日までの日程で、ナホトカ市からゴレーロフ市長、ヴォローニン議長を初めとした代表使節団6名

のほか、ロシアの伝統楽器を主とした音楽演奏を行う文化使節団15名も合わせて来樽する予定です。

期間中の行事といたしましては、10月26日水曜日に市長表敬訪問や記念の祝賀会を予定しており、翌27日の木曜日には市内の施設見学やウイングベイ小樽での文化使節団単独のミニコンサートを行うほか、29日土曜日には市民センターマリンホールにおいて、ナホトカ市の文化使節団の音楽コンサートを予定しております。コンサートの中では、小樽三曲協会とのジョイントによる日本とロシアの伝統楽器による演奏も予定しておりますので、市民への周知も図ってまいりたいと考えております。今回の交流事業を新たな契機として、今後もさらに両市の交流を深める取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○委員長

「小樽市公共施設等総合管理計画に係る市民意向調査の結果について」

「小樽市公共施設等総合管理計画（素案）について」

○（財政）渡部主幹

私からは、2点、報告させていただきます。

まず、小樽市公共施設等総合管理計画に係る市民意向調査の結果について説明いたします。

お手元の総合管理計画（素案）の39ページをごらんいただきたいと思えます。

まず、調査目的につきましては、本市の公共施設等の現状や取り組みを市民の皆様にも広く周知し、情報共有を図ることが必要であること、また、今後の施策方針の検討を進めるに当たり、市民意向を把握する必要があることとあります。対象者につきましては、20歳から74歳の約8万3,000人を対象とし、総合計画の地区割で、人口割合に合わせ1,400枚配布した結果、526名の方から回答を得ております。回答率につきましては、37.6%となっております。

設問内容につきましては、属性、公共施設等を取り巻く問題や制度の認知度、現在の公共施設等の利用状況、今後の公共施設・インフラ施設の維持管理のあり方などで設定しております。

40ページをお開きください。

まず、回答者の属性についてですが、性別では、男性232名44.3%、女性292名55.7%、年齢では、60歳代が最も多く29.7%、職業では、無職が最も多く38.3%、家族構成では、配偶者が最も多く62.4%、次のページに移りまして、住居形態では、持ち家が最も多く75.3%となっております。

次に、41ページの老朽化問題の認知についてですが、約9割の方が認識しており、課題の関心については、関心を持っている方が78.3%となっております。下段の年齢別の集計からは、課題の認知、関心ともに、年齢が高いほど割合が高くなっております。

次に、42ページ、現在の公共施設の利用状況についてですが、庁舎等から公園まで12種類の用途分類ごとの利用頻度につきましては、「ほとんど利用しないまたはたまに利用する」と「利用しない」が7割から9割を占めており、その理由は、「用事がない・利用する必要性がない」がほとんどでありました。

次に、43ページ、将来の公共施設の量についてですが、「どちらでもない」が32.7%で最も多く、次いで「やや多い」「わからない」となっております。全体では、「少ない」「やや少ない」と回答した方より「多い」「やや多い」と回答した方のほうが多く、回答者の約3割が「多い」「やや多い」と回答しております。

次に、44ページ、公共施設を適切に維持・管理していくための方策についてですが、「利用状況や老朽度等を考慮し、廃合や廃止を行い、施設面積や施設数を段階的に減らしていく」方法や「利用されなくなった施設の土地や建物を売却・貸し付けし収入を得る」方法がよいと回答した方が多く、半数以上の方が回答しております。

次に、45ページ、問7で段階的に減らしていく方法を回答した方を対象に、どのような状況の施設から減らすかについて質問したところ、「利用が少ない施設」「同じ機能を持った公共施設が近くにある公共施設」「安全性に問題のある施設」と回答した方が多くなっております。

次に、46ページ、施設面積や施設数を見直す際に、どのような用途の施設から縮減していくことがよいかとの質問には、集会施設など、「市営住宅などの公的賃貸住宅」と回答した方が4割以上となっております。

次に、47ページ、インフラ施設の老朽化対策についてですが、約半数の方が「公共施設と同等に老朽化対策に取り組むべき」と回答しており、次のページになりますが、その対策は「民間に管理運営を任せる等、民間の技術や資金等を活用する」、「耐震補強や改修などを行って長寿命化を図り、今ある施設をできるだけ長く使用する」と回答した方が多くなっております。

最後に、49ページ、アンケート結果の総括についてですが、市民は、公共施設やインフラ施設の老朽化が課題となっていることを把握しており、少なからず関心を持っている。本市の公共施設に関しては、全体的に利用頻度が低く、将来的に公共施設の総量が過剰になると考えている。公共施設の今後について、統廃合や廃止、売却や貸し付けにより総量を減らす方向で検討することが必要で、利用頻度が少ない施設、同じ機能を持つ施設、耐震性などの安全性に問題を抱える施設から検討することが必要と考えていることがうかがえます。

また、インフラ施設に関しては、公共施設と同様に老朽化対策に取り組むべきとの考えを持ち、民間活力の活用や施設の長寿命化などによる維持管理が重要との考えが多くなっております。

また、あわせて実施しました高校生アンケートについてですが、市内8校、256名の生徒に御協力いただきました。しかしながら、こちらが想定した以上に公共施設問題についての関心が低く、「余り関心を持っていない」全く関心がない」と回答した方が57.3%という結果でありました。回答内容につきましては、スポーツ施設の利用状況が高かった以外は、市民アンケートの結果と同様な傾向となっておりましたので、あわせて報告させていただきます。

続きまして、総合管理計画の（素案）について説明をさせていただきます。お手元の総合管理計画（素案）の目次に移っていただきたいと思っております。

現在、小樽市公共施設等総合管理計画の策定に向けて作業を進めておりまして、平成28年第1回定例会総務常任委員会において、公共施設等の現状と今後の課題について報告しております。現在、策定途中ではありますが、計画（素案）について説明させていただきます。

まず、表紙をめくっていただいて、目次となっておりますけれども、全体的な構成は、第1章で計画の目的と位置づけについて、第2章で公共施設等を取り巻く現状と今後の見通しについて、第3章で公共施設等を取り巻く課題について、第4章で公共施設等の管理に関する基本的な方針について、第5章で施設類型ごとの管理に関する基本的な方針についてまとめております。

それでは、順に説明いたします。

1ページから5ページでは、計画の目的と位置づけとして計画策定の背景と目的、（2）として総合計画を初めとした本市の他の計画との関連性、（3）として計画期間、（4）で計画の対象範囲、（5）で計画の推進体制、（6）でフォローアップの実施方針を記載しております。

6ページから49ページでは、公共施設等を取り巻く現状と今後の見通しとして、まず6ページから14ページでは、第1回定例会で報告しました人口推計や財政状況、それから15ページから26ページでは、同じく第1回定例会で報告しました公共施設等の保有状況に、公共施設の地区別の整備状況を新たに加えております。

その次、27ページから38ページでは、同じく第1回定例会で報告をさせていただきました更新費用の推計を記載しており、39ページから49ページでは、先ほど説明した市民アンケート調査の結果について記載しております。

50ページから52ページでは、公共施設等を取り巻く課題として、これも一部、第1回定例会で報告しましたが、（1）では、将来の人口減少、少子高齢化にあわせた施設機能のあり方、適正規模の設定などの検討の必要性や、51ページの（2）では、過去5年間の投資的経費に対して今後40年間の更新費用の平均が約2.9倍となること、さらには（3）では、施設の安全性の確保に向けた対策・検討の必要性について記載しております。

53ページ、54ページでは、公共施設等の管理に関する基本的な方針を記載しておりまして、（1）人口減少、少

子高齢化などの社会情勢に応じた取り組みの推進の 1 点目、施設重視から機能重視型への転換として、新設や建てかえで新たに整備する施設については、複合施設とすることや施設総量の削減を図るとともに、行政サービスの充実や効率化を促進すること。2 点目として、施設の利用実態や市民ニーズを勘案した施設管理として、民間事業者の活用により管理費用の削減に努めることや単純な削減が難しいインフラ施設等については、行政サービス水準を維持していくため、長寿命化による更新費用の縮減などに努めることとしております。

(2) 施設の適切な維持管理によるライフサイクルコストの縮減の 1 点目、予防保全の考え方に基づいた維持管理の促進として、事後保全型の維持管理から長寿命化の考え方に基づいた予防保全型の維持管理にシフトすることにより、維持管理費用の平準型や縮減を図ること。2 点目、個別施設計画に基づいた維持管理の推進として、長寿命化計画に基づく維持管理を進めるとともに、計画を定めていない施設について、施設の用途や規模に応じて個別施設計画の策定を検討することとしております。

次のページに移りまして、(3) 施設の安全性の確保の 1 点目、耐震診断・耐震改修の促進として、耐震診断・耐震改修についての考え方、2 点目、利用実態に基づいた施設管理として、施設の段階的な管理方法について、除却も含めた考え方について記載しております。

2 番目の適正化に向けた目標、それから次の 55 ページ以降の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針につきましては、現在、数値分析も含め検討中ですので、まだお示しできませんが、第 5 章以降がどのような記載方法になるかイメージしていただくため、55 ページの市民文化系施設の類型の基本方針を記載しておりますので、ごらんいただければと思います。

前段では、各施設類型ごとの施設の状況をお示しし、後段で、管理に関する今後の基本的な方針について記載したいと考えております。

今、説明したとおり、現在、作業中の分も含めまして、10 月中には全体像をお示ししたいと考えており、その素案ができ次第、再度、各委員に説明させていただきたいと考えておりますので、その際は御対応をよろしくお願いいたします。

○委員長

「公立高等学校配置計画（平成 29 年度～31 年度）の概要について」

○（教育）学校教育支援室成田主幹

公立高等学校配置計画について報告いたします。

本年 9 月 6 日、北海道教育委員会が 6 月 7 日に公表した案のとおり、お手元にございます平成 29 年度から 31 年度までの公立高等学校配置計画を決定いたしました。

本編の 15 ページにあります後志学区高校配置計画において、さきの第 2 回定例会総務常任委員会で報告しましたとおり、小樽商業高等学校と小樽工業高等学校の平成 30 年度の再編により設置する新設校の学科名として、商業に関する学科として、流通マネジメント科、情報会計マネジメント科、工業に関する学科として、機械電気システム科、建設システム科の四学科に決定しました。また、生徒の多様な興味、関心や進路希望等に応じた主体的な学習が可能となるよう単位制を導入することもあわせて決定いたしました。

なお、平成 32 年度から 35 年度までの後志学区の見通しとして、4 年間で 3 から 4 学級相当の調整が必要などの見解があわせて示されたところです。

○委員長

「違反対象物に係る公表制度に伴うパブリックコメントの実施について」

○（消防）予防課長

違反対象物に係る公表制度に伴うパブリックコメントの実施について報告させていただきます。

資料の「小樽市火災予防条例」の一部を改正する条例原案の 1 ページ目をごらんください。

初めに、条例改正の必要性和目的につきましては、平成24年5月に広島県福山市で発生したホテル火災など、多数の死傷者が伴う火災では重大な消防法令違反が、その被害拡大を招く要因として挙げられていることから、国は、平成25年12月19日付で、「違反対象物に係る公表制度の実施について」を通知し、全国の消防本部に対して、火災予防条例と同施行規則の一部を速やかに改正して、違反是正の取り組みを実施するよう求めており、重大な消防法令違反が存在している建物を公表することで、利用者の選択を通じて防火安全に対する認識を高め、火災被害の軽減を図ることを目的としており、本火災条例に当たっては、広く市民の意見を求めるために、本年10月1日から31日までの31日間、パブリックコメントを実施するものであります。

次に、条例改正の主な内容につきましては、消防職員が立入検査によって違反を確認した場合、当該建物の関係者に違反内容等を公表する旨を事前通知するとともに、公表する内容は規則で定めることとしております。

2 ページ目の条例案の具体的な内容をごらんください。

公表の対象となる防火対象物につきましては、消防法施行令別表第1の防火対象物のうち、不特定多数の者が利用する特定防火対象物であります。

公表の対象となる違反内容は、建物に設置されなければならない屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、または自動火災報知設備の未設置違反であります。公表事項につきましては、違反対象物の名称、所在地及び違反内容となります。公表の方法は、本市のホームページに掲載いたします。公表までの流れにつきましては、消防職員が立入検査において違反を把握し、その内容を関係者に通知した後、通知した日から14日を経過しても違反が継続している場合に公表することとなります。

改正する条例案につきましては、パブリックコメントの結果を踏まえて、第4回定例会に提案を予定しており、条例改正の内容から判断して、施行に際しては、建物関係者や市民に対して十分に周知する必要があると思われることから、平成30年4月1日施行を予定しております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第21号について」

○選挙管理委員会事務局次長

議案第21号小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案につきまして説明申し上げます。

本年4月8日公布の公職選挙法施行令の一部改正により、公費負担額が改定されたことに伴い、これに準じて定めております小樽市議会議員及び小樽市長の選挙における公費負担額の改定を行うものであります。

改正内容につきましては、選挙運動用自動車を使用する場合の1日当たりの限度額を、一般運送契約以外の現行1万5,300円を1万5,800円に、また燃料費7,350円を7,560円に改定いたします。このほか、選挙運動用ポスター作製の1枚当たりの限度額の算定基礎額でありますポスター企画費を現行30万1,875円から31万500円に、印刷費単価を510円48銭から525円6銭に、また小樽市長選挙における選挙運動用ビラ作製の1枚当たりの単価を7円30銭から7円51銭に改定するものです。この改正の施行期日は、公布の日からとしております。

○委員長

「議案第22号について」

○（総務）職員課長

議案第22号小樽市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案について説明申し上げます。

まず、特別職報酬等審議会についてであります。市長の諮問に応じ、議会議員の報酬、政務活動費並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について審議する附属機関でありまして、小樽市特別職報酬等審議会条例がその設置根拠となっております。

本市の特別職報酬等審議会は、条例上、常設となっておりますが、平成17年11月の開催以降、実態として開かれておらず、常設の意義が失われているものと考えられます。このような状況の中、本年9月9日に、当該審議会委員の任期が満了となりましたが、この際、委員の選任は行わず、当該審議会を常設から必要の都度、随時に設置することに改めることとし、あわせて所要の改正を行うため、本条例案を提案したものであります。

施行期日につきましては、既に委員が不在の状況となっておりますので、可能な限り速やかに実態と条例の規定とを合わせるべく公布の日としております。

○委員長

「議案第25号について」

○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

議案第25号小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案は、平成30年4月1日の小学校の統合に際し、緑小学校、最上小学校、入船小学校及び天神小学校を廃止するとともに、緑小学校、最上小学校及び入船小学校の統合校として新たに設置する学校の名称を小樽市立山の手小学校とし、あわせてその位置を定めるため、本条例の別表（1）の改正を行うものであります。

○委員長

「議案第26号について」

○酒井（隆裕）委員

議案第26号小樽市非核港湾条例案について、提案理由の説明をいたします。

本条例案は、小樽港の施設と市民の安全を守るための条例案であります。非核証明書のない外国艦船の入港を拒否することを求めます。

委員各位の御賛同をお願いいたしまして、提案説明といたします。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、民進党、自民党、公明党、新風小樽の順といたします。

共産党。

○酒井（隆裕）委員

◎組織改革について

まず、組織改革についてお伺いをいたします。

今回、グループ制導入、これなどを来年度実施するものの、組織再編が伴う改革につきましては協議を進めていくということでもあります。今回、重点項目、それから検討項目などについて、現時点での各部の提案が示されたわけです。

一般論といたしまして、時代に合わせた組織再編というのは必要なことだと感じますが、第2回定例会の当委員会におきましては、実施に向けた取り組みについては慎重に行うべきだといった趣旨の質問を行いました。

まず、基本的な考えを伺いたいと思います。

先送りとされているもの以外は実施するということか、総務部の考えを伺います。

○総務部副参事

平成29年度実施分と30年度実施分、先送りする分と三つに分けているのですが、今、委員が言われたように、グループ制などの導入については、29年度検討して、実施できるものは実施したいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

言ってみれば、十分検討する時間があるということで確認してよろしいのかなと思います。

特にこの組織再編の部分については、実施を目指すとはするものの、29年度については、そのやるかやらないかも含めて検討するというところでよろしいのかどうか、確認したいと思います。

○総務部副参事

組織再編については、結論が出るまで非常に時間がかかるものですから、今から組織再編については協議を進めているというところで、結論が出るのは、当初平成29年度を予定していたのですけれども、それを30年度に1年送らせていただくということでございます。

○酒井（隆裕）委員

拙速に行わないということはやはり重要なことだと思います。

次に、資料2を見ますと、大まかに見まして、部に昇格する、それから部署を新設する、担当を新設する、こうしたことが多く記されています。解決すべき課題でも幾つか書かれておりますけれども、人員の確保、それのみならず、費用をどうするのか、これは大きな問題だと思うわけでありまして。だからこそ、この平成29年度でしっかりと検討されるということだと思います。

ただ、こうした部署をふやしたりとかすることによって、管理職ばかりふやすことになるのではないかというふうに疑問がありますけれども、その辺についての答弁をお願いいたします。

○総務部副参事

資料2の中でも、2ページ目になりますけれども、中段、担当の新設というところがありまして、これについては管理職に限らず、いろいろな部署での新設を考えております。

ですから、今回の組織編成について酒井隆裕委員は、組織を再編することによって管理職だけふえて、業務の負担が一般職に行くのではないかということの部分の心配かなと思うのですけれども、ある意味、類似事業を一元化するという項目もありますので、そういう部分での類似事業を一元化することによって効率を図って組織の再編を進めていきたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

私が申し上げたかったのは、管理職をふやすばかりで、小樽市としての持ち出しがまたふえてしまうということになる危険性もあるのではないかなということ指摘をさせていただきました。

次に移ります。

2007年第4回定例会で議決されて、その次の年から始まった組織機構の見直し、ここでは業務量に見合ったスリムで効率的な行政運営、これを目的として行われたというふうに聞いております。

例えば、医療と保険分野の組織一元化を図るために医療保険部が設置されたと、さらに港湾部と経済部を統合して産業港湾部にしたこと、そして石狩湾新港の母体協議にかかわる、関する業務については総務部企画政策室と、このように編入されたわけでありまして。

当時、日本共産党は、港湾行政の所管を2カ所に分けることは賛同できないと主張いたしまして、反対したわけでありまして。今回の各部提案がいろいろ出されましたけれども、結局のところ、2007年の見直しに無理があったからこそ出されたのではありませんか。

各部からどのような意見が出されていたのか、総務部に伺います。

○総務部副参事

平成20年度の組織改革は、財政再建という大きな目的があって、4年間で180人の退職者、団塊の世代の退職者が出るのですけれども、それを不補充にするという目標があった中で進めていった、いわゆるその当時の仕方ないというか、時代背景があってそういう組織を進めていったということでございますので、無駄だったかどうか、無理だったかという判断もできないのです。今回、各部から意見を募って73という提案が出ましたが、実は予想していたよりかなり多いかなというふうに考えています。8年間組織改革というのをやっていなかった、それと20年度の

組織改革でかなりスリムにしたという反動とか影響がやはり出ているのかなと、その73の一つずつを細かく分析したわけではないのですが、数多くの意見をいただいたということは、8年間実施していなかったことが影響として出ているというふうに判断しています。

○酒井（隆裕）委員

やはり時代に合った組織再編というのは、必要なことだと思います。

ただ、一方として財政再建のためにということでもかなり強引な組織再編をした。特に、私は港湾部と経済部、これを統合したということはやはり無理があったと主張はさせていただきます。

そこで、中身についてですが、幾つか項目について上がっていて、これから検討する中身だということでありませうけれども、理解しにくいなと思うところがあるのです。例えば保健所を分離、統合する、こうしたことが検討されると。さらには、派遣部長、北しりべし廃棄物処理広域連合、社会福祉協議会について、これを次長に切りかえるというようなこともあります。こうしたことについて、小樽市としてはどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○総務部副参事

一つずつの提案に対してまだ答えというのは出ておりません。1年先送りしたこともありまして、これから整理していくこととなります。ですから、今、保健所の分離と派遣部長を次長職に変えることについても、現時点で、提案理由はありますけれども、総務部としての考え方を示す段階ではまだないので、御理解いただきたいと思いません。

○酒井（隆裕）委員

やはりこの検討する中でしっかり議論をしていただきまして、必要であればそうしたことも行わなければならないのですが、十分な議論が必要な中身だと思います。

◎議案第22号小樽市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案について

次に、議案第22号小樽市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案について質疑をいたします。

私は、常設になっているものを必要の都度設置する、このように改正するという事は、時代の流れには合っていない、根拠には乏しいのではないかと指摘するわけでありませう。

そもそも、なぜ必要の都度設置することにするのか、お答えください。

○（総務）職員課長

先ほどの説明の中でも申し上げましたが、平成17年11月以降、実態として開催されていないというのがまず1点ございませう。

それと、他市の状況を調べますと、道内の状況ですけれども、常設としているのは、主要10市と申して、小樽市を含めて10市ですけれども、それと北海道で見えますと、常設になっている団体が北海道、帯広、苫小牧、江別、北見、それと小樽ということで、随時設置になっているのが札幌、旭川、函館、釧路、室蘭、このような状況で、10市で見ますと、今、半々の状況になっているということになってございませう。

いずれにしましても、実態として開かれていないということで、結局その都度、2年ごとに任命するという事で、各選出母体にもいろいろ御面倒をおかけしている部分もございませうので、必要の都度設置するという形に改めたいということで考えているところでございませう。

○酒井（隆裕）委員

2005年11月以降、開催されていないということですが、どういった状況でやられたのでしょうか、その状況について説明していただければと思いません。

○（総務）職員課長

これまでの間、特別職の報酬につきましては、基本的に独自削減ということで、本則上の金額はふれないで、最

大30%なりの独自削減をしてきたという経過がございますので、報酬等審議会にかける状況にはなかったということで考えているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

道内他市の状況については、先ほど職員課長から示されたわけでありませけれども、準則ではどのようになっているのか、説明していただけますか。

○（総務）職員課長

国で示しています条例準則では、審議会は随時の設置という規定になってございます。

○酒井（隆裕）委員

道内でも、道外でも、先ほど、道内での主要10市の話が出ましたけれども、私がインターネット等で調べた中では、それまで必要の都度設置としていたにもかかわらず、常設にわざわざ変更しているというような自治体が幾つか見受けられるのです。このような動きについて、小樽市として調査されたでしょうか。

○（財政）職員課長

今、御指摘のありました道外の状況につきましては、こちらで、申しわけありませんが、調査はしてございません。

○酒井（隆裕）委員

後で述べますけれども、必要の都度から常設にするという自治体というのは、やはりそれが必要だからこそそうしたふうに変更しているわけでありませ。

では、次の質問に入りますけれども、それぞれ常設とする場合、必要な都度にする場合、メリット・デメリット、どのように捉えられているのか、伺いたいと思ひます。

○（財政）職員課長

特段そのメリット・デメリットというのは、今まで、正直考えたことはなかったのですが、今回、随時に設置するということになると、2年ごとの改選に当たりまして、それぞれの選出母体ということがございますので、そちらにお願いする必要もなくなると思ひますか、そのような事務的な簡素化と思ひますか、そういうようなところは図られると思ひます。あとは実際に随時にすることでのデメリットというのは、特に想定はしてないところでございます。

○酒井（隆裕）委員

デメリットは想定されていないということでありませけれども、今後、必要な都度設置するということになれば、開催する、諮問されるということになったときに、まず人選から始めなければならなくなるのではないのでしょうか。そうすると、迅速に対応するということが困難になるのではないかとこのように思ひますが、そういったデメリットについてはお考えにならなかったのでしょうか。

○（総務）職員課長

委員の資格としまして、条例上は、市内の公共団体等の代表者その他市民ということになってございまして、基本的に選出母体については、随時設置になったとしても、現状の選出母体が基本になるというふうと考えているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

そうしたら、委員の資格について伺ひます。

小樽市特別職報酬等審議会条例第3条を読み上げていただけますでしょうか。

○（総務）職員課長

第3条は、委員に関する規定になってございませ。2項からなっておりまして、第1項は、「審議会は、委員10名をもって組織し、その委員は、市内の公共的団体等の代表者その他市民のうちから、市長が委嘱する」。

第 2 項ですけれども、「委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げないものとし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする」となっております。

○酒井（隆裕）委員

準則と違うのは、小樽市は住民ではなくて市民となっているぐらいで、ほぼ他の自治体と同じではないかなと思います。

そこで、現時の審議会の構成団体、それから市民などではどのようになっているのか、お示してください。

○（総務）職員課長

今、申し上げましたとおり、委員は 10 名ということになってございまして、団体としましては、まず小樽商科大学、それから小樽銀行協会、北海道税理士会小樽支部、小樽商工会議所、連合北海道小樽地区連合会、小樽市総連合町会、北海道中小企業家同友会しりべし・小樽支部、小樽市文化団体協議会、小樽青年会議所、小樽消費者協会ということになっておりまして、これは 9 月 9 日までの委員だった方の選出母体ということになってございます。

○酒井（隆裕）委員

非常に公共性の高い団体の方の皆さんがなっておられて、非常に適切だと思うのです。

ただ、この審議会条例においては、組織構成については、市内の公共的団体等の代表者その他市民となっていて、今のような形で進められるということだったら何も問題はないと思うのですけれども、委員は市長が委嘱することになっていると。心配されるのは、お手盛り人事なのです。例えば、この報酬などを上げるというような形の場合に、上げることについて誰も文句を言わないような方を仮に集めてやってしまう、こういうことは絶対あってはならないと思うのです。今の状況では全くそんなことにはならないと思うのですけれども、恣意的な構成にならない、そうした担保はあるのかどうか伺いたいと思います。

○（総務）職員課長

先ほど申し上げましたとおり、随時の設置にしましたとしても、基本的には今申し上げたような団体等から委員を選出いただくというような形になるかと思っておりますので、そういう意味では恣意的なことではないと考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

この審議会を常設にしている自治体での話でありますけれども、市長からの諮問がない場合であっても、原則として毎年会議を開いていると、そして特別職の報酬等について意見をいただくというようなことをやっている自治体もあると聞きます。このようなやり方もまた市民に開かれた行政としての一つの手法ではないかというふうに思います。

そこで伺いたいのは、特別職の給料等が市民にとってよくわかりやすくするため、小樽市としてどのような取り組みが行われてきたのか、伺いたいと思います。

○（総務）職員課長

とりたてて給料の額が幾らというのを積極的に公表するというにはなってございませんけれども、基本的には条例上の規定で報酬額等は決まっておりますので、例規集等なりで、それは公表しているという状況にはなってございます。

○酒井（隆裕）委員

今の情勢から考えて、例えば議員報酬が適正なのか、特別職の給料が適正なのか、こうしたこともしっかり説明ができる、だからこそ上げる場合にも上げられるし、下げる場合にも下げられるというようなことのためにも、開かれたものというのがやはり必要だと思うのです。

それまでの必要の都度設置から常設にした自治体、ここはどんなことを言っているかという、委員としての位置づけを明確にする、物価の推移や社会経済情勢等の変化、他市町村の報酬や職員の給与等の改正等の状況に的確

に対応していくために常設にしたいというような理由が示されているわけであります。

私は、今回の必要の都度設置というのは、実態に合わせたものとはいえ、制度として後退することではないかと思えますけれども、お考えを伺います。

○（総務）職員課長

基本的に特別職報酬等審議会を常設にしたとしても、基本的には1年に1回開くかどうかというところですので、そういう意味では、随時設置するというので、その都度、委員を選出はしていただいて御審議いただければ、それはそれで基本的に報酬等審議会の役割を果たしていただけるものだと考えているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

次の質問に移ります。

◎おたるドリームビーチでの自衛隊の演習について

陸上自衛隊北部方面隊によるおたるドリームビーチでの戦闘力演習についてであります。

既に、我が党の川畑議員が予算特別委員会で質問しておりますけれども、9月14日に後志総合振興局長から市長宛てに求められた意見について、9月16日に回答されておりますが、改めてその内容を示してください。

○総務部次長

9月16日付の後志総合振興局長への回答内容につきましては、水陸両用車訓練につきましては市民周知について配慮願いますということが一つ目、二つ目が、車両の通行については交通安全及び道路保全に対して注意願いますということで回答をしております。

○酒井（隆裕）委員

周知に配慮、交通安全ということなのですけれども、中身について、例えば具体的な訓練などについての中身についてというのは、確認はされたのでしょうか。

○総務部次長

訓練の内容ですけれども、9月20日時点では確認していなかったのですが、先週、9月23日金曜日の時点で陸上自衛隊に確認をしております、その内容につきましては、水陸両用車の型式が94式水際地雷敷設装置であるということと、それから水難救助訓練については、今回、実施しないこととなったという旨の回答を確認してございます。

○酒井（隆裕）委員

23日に確認された。それで、言われたのが、訓練に使用されている装備が94式水際地雷敷設装置、これを利用すると。それから、水難救助については行わないということが確認されたということでもあります。

十分に情報を収集しないまま、14日に求められて、16日にすぐ回答しているのですよ。なぜ十分な情報収集を行わないまま回答されたのか、お答えください。

○総務部次長

その時点では、建設部で収集をしました情報によりまして一定程度の内容が把握できましたので、それ以上の内容について確認の必要がないと考えたためでございます。

○酒井（隆裕）委員

一定程度の状況というのは、どんな状況を確認されたのでしょうか。

○総務部次長

建設部が収集した情報ですけれども、国道337号から部隊がドリームビーチ方面に何台かの車両で入りまして、そのままそこで部隊を設置するといいますが、そして海上に水陸両用車が入りまして、そこでまたUターンをして浜辺に戻ってくると、そういうような内容で確認をしたところでございます。

○酒井（隆裕）委員

そもそも各会派に説明されたのは、9月17日なのですね。既にその時点では、もう回答が済んでいると。私は、非常に不誠実ではないかと思うのですよ。しかも、この訓練内容についても、十分に情報収集しないまま回答したということは、大きな問題だと思います。

日本共産党が国会議員の事務所を通じて9月20日に照会したところ、北部方面隊広報室、岡報道班長から詳細にお答えしていただきました。訓練の目的や日程、内容、装備についても示されているわけであります。なぜこうした問い合わせをすぐにしなかったのか、しなくてもいいという判断をされたのか、お答えいただけますか。

○総務部次長

先ほどの繰り返しになりますけれども、建設部で収集した情報である程度の訓練の内容が把握できたと、その時点で判断いたしましたので、問い合わせをしなかったということでございます。

○酒井（隆裕）委員

そもそもこの水際地雷、事実上の機雷でありますけれども、まかななければならないというのは、どういった状況か御存じでしょうか。

○総務部次長

機雷をまかななければならない状態については、承知してございません。

○酒井（隆裕）委員

敵が上陸してくる、そのときの最後の防衛の切り札となるのがこの機雷だというふうに言われているわけであります。極めて危険な訓練なのですよ。

そこで聞きますけれども、これまでも述べているとおり、日本共産党は、自衛隊の一般的な訓練や演習について全て否定しているわけではないのですよ。これまでも、市内で自衛隊の訓練が行われていたと聞きますけれども、今までどのような訓練が行われていたのか、つかんでいる範囲でお答えください。

○（総務）総務課長

これまで市内で行われた事実があるかということですが、9月16日に、私のほうで陸上自衛隊に聞き取りをいたしました。詳細について、これまでの経緯を聞くということになると、結構時間がかかるということで、昨年同様の状況を伺ったところ、海に漁船を浮かべて、それを毛無山、そして採石場のほうからレーダーで探知すると、そういった訓練が行われていたということで聞いております。

○酒井（隆裕）委員

毛無山から漁船監視するとか、採石場からレーダーで監視するとか、その程度の訓練しかやっていないのですね。これほどまで大きな演習をやられたというのはなかったと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○総務部次長

先ほど、総務課長から答弁させていただいた訓練については、昨年の訓練の例示ですが、過去に行われた訓練の規模については、把握してございませんので、今回の訓練との比較はできないものと考えております。

○酒井（隆裕）委員

やられていないのです。これはもう私も確認しています。実際に、その程度の訓練しかされていないのですよ。それが今回やられることになった。本当に大きな問題です。

おたるドリームビーチは、市民の憩いの場であると思うのです。海水浴場であるドリームビーチを演習場とすることは小樽市にとってイメージダウンになるにとどまらない、危険が生じるおそれがあると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○総務部次長

ドリームビーチにつきましては、今回はもうシーズンも終了しているということもございまして、イメージダウ

ンになるとは考えてございません。

また、危険性のことにつきましては、都度、訓練内容を確認いたしまして、判断いたしたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

もし来年も同様の演習を行うことになっても、問題ないとお考えでしょうか。

○総務部次長

来年の訓練があるかどうかわかりませんが、市民生活に大きな影響があるかどうかを基準にいたしまして、その都度、判断してまいりたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

ことしの5月に、陸上自衛隊然別演習場で、敵襲を受けて応戦する、こういった場面を想定した訓練、空砲を使うはずだった訓練で実弾が発砲された事故がありました。

今回の演習では、水際地雷を敷設はしないということでありますが、今後、模擬地雷を敷設されることになっても、小樽市として意見を述べないということでしょうか。

○総務部次長

先ほども申し上げましたとおり、訓練の通知が来た場合に、その時々々の訓練の内容を確認して、判断いたしたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

時々判断と言いますが、そういったことでは全然間に合わないのですよ。後でまた質問しますが、恒常的に水際地雷敷設訓練場にされるおそれはないのでしょうか。

海水浴場シーズン以外だから問題ないとお考えでしょうか。

○総務部次長

現時点では、そのようなおそれがあるとは考えにくいと思います。

また、海水浴シーズン以外でありましたら、市民への影響が少ないものと考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

例を挙げます。和歌山県美浜町、ここでは、2005年に県立自然公園である煙樹ヶ浜、ここで防災訓練、今回も水難訓練と言っていましたよね、防災訓練の名前を使って、水際地雷敷設車の運行訓練が行われたのです。地雷の敷設ではないのですよ、運行訓練。今回と同じですね。次に、2012年7月からは浜で水際地雷の敷設訓練が始まったのです。2013年からは、和歌山駐屯地の部隊だけではなく、全国の水際障害中隊、これも参加して訓練が行われている。さらに、地雷を敷設して、上陸を阻止する側、上陸用舟艇、ボートですね、これで上陸する側、分かれての大規模演習、訓練のエスカレートが進んでいるのですよ。このようになって問題ないとお考えでしょうか。

○総務部次長

先ほども申し上げましたとおり、今後の訓練の推移を見まして、市民生活への影響があるかないか、それをもちまして、その時点で判断したいと考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

一般的な問題ではないのです。こんなふうな事例があるのです。

そして、このドリームビーチが、今、狙われているのですよ。煙樹ヶ浜での訓練日数は、何と年間、陸上で80日、海上では60日、夜間訓練も実施すると、ヘリコプターも使用すると、こういうふうになっているわけでありまして。さらに、将来は日米合同演習の演習場にされるのではないかと、こんなことも言われているのです。こういうふうになっても問題ないとお考えでしょうか。

○総務部次長

繰り返しになりますけれども、今後の推移を見まして、市民生活の影響等を鑑みまして、その時点で判断させて

いただきたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

先ほども申し上げたとおり、この煙樹ヶ浜では防災訓練から始まりました。そして、実際に地雷を敷設しない運行訓練が次にやられ、そして敷設訓練までなって、大規模な演習になっていくと、着実にこうやって進められていくのですよ。そういうふうになってほしくない、だからこそ私は今のうちからこういう話を、十分な情報収集をした上で意見を述べるべきだと言っているわけでありまして。今後の推移を見守ってということでありましてから、当然、情報収集もされると思います。

そこでお伺いしますけれども、海岸の占用の許可、この許可権というのは、高橋はるみ知事にあるのですね。小樽市で何ができるかという、意見を述べることはできないのですよ。しかし、今回、後志総合振興局を通じて小樽市に対して意見を求められていたのですから、反対の意見を述べることはできたはずだと思うのです。今回の演習のみならず、こうした全国の状況もよくよく調査した上で、例えば反対でありますとか、もしくは小樽市民の憩いの場であるドリームビーチで恒常的にやられることはふさわしくないと思いますとか、遺憾の意を述べるとか、意見を述べることはできると思うのですけれども、今後、そういった可能性というのはありませんか。

○総務部次長

今後につきましては、自衛隊から訓練の通知があった場合には、情報収集を行いまして、市民生活に大きな影響が生じる場合には、その時点でその対応を検討したいと考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

その時点では遅いのですよ。今からきちんと他の事例を調べなければだめなのですよ。来年また同じ時期に来て、2日もたたないうちに交通安全に注意してくださいねで済みますのですか。そして、どんどん訓練がエスカレートされて、事実上の演習場化されても、それでも推移を見守るというのですか。

○総務部次長

先ほど、酒井隆裕委員から、他都市の事例等も教えていただきましたので、事前の情報収集についてはやっていきたいと思っております。

それで、その上で、また来年、そういうような関連の通知がございましたら、そのときにはそういうものも考えながら対応を検討してまいりたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

やはりこうした問題というのは、極めて重要な問題なのです。どのような判断を下すにしても、まずは情報収集をしっかりすることが大事です。

そして、小樽をどうしたいか、こういうことにかかわる問題ですよ。十分な検討をした上で対応していただきたいと思っております。

◎柔道の授業の安全対策について

最後に、柔道の体育授業の安全対策について伺います。

昨年の第4回定例会でも質問をいたしましたけれども、日本共産党は、スポーツとしての柔道は大いに繁栄、推進させていかなければならないと考えております。しかしながら、中学校の授業としての武道、これが必修化されてから、重大なけがや命にかかわる後遺症のリスクが指摘されていると。

そこで、第4回定例会の中でも、2013年から、本市において毎年のように障害や骨折のような事故が発生したことから、新たな対応策をとるべきだと主張したわけでありまして。本年も、柔道授業が始まろうとしていますけれども、安全確保に向けた新たな取り組みを伺います。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

今年度の具体的な取り組みについてですが、市教委としては、8月8日に北広島高等学校の教諭を講師として招

いた研修会を開催し、昨年、けがが多かった準備運動において足の指を十分に動かす運動など、安全指導に特化した研修会を行いました。

また、小樽市教育研究会の体育部会では、昨年度作成した裸足の指導のあり方の資料を指導の手引として、今年度も改めて全中学校へ配付するとともに、体育部会の中でも、この資料をもとに研修を行っております。

また、10月25日には、札幌山の手高等学校の教諭を講師として招き、より安全に指導を行うための実技研究会を行う予定となっており、柔道を指導する教員が安全面に十分配慮した指導ができるような機会を設けております。

○酒井（隆裕）委員

十分にそうした安全対策は行っていただきたい。基本的なところで言えば、重大なけがや命にかかわる、後遺症はなくしてほしいのです。けがなどというのは、どうしても避けられないと思うのです、体育授業ですから。ただ、そういったもの、骨折など、大きなものについては十分な安全対策をこれからも行っていただきたいと思います。

最後に、教育長は、さまざまな武道がある中で、一律にそうするほうがいいのか、今後どのような種目を取り入れるのがいいのか、改めて校長会や体育研究会などでも相談してまいりたいと答弁をされました。相談はどのように進められているのか伺います。

○（教育）学校支援室大山主幹

昨年度、校長会や体育研究会で協議の場を持つように依頼をし、校長会や体育研究会からは、やはり中学校の体育の教員は大学での履修経験や有段者が最も多い種目が柔道であることや市内全ての高等学校の体育の授業で柔道が取り扱われていること、体育教員の好みで種目を決定してしまうと、学校としての統一性が保てないことなどから、市内で種目を統一したほうがよいこと。また施設面などを考慮して、引き続き柔道を継続していくこととし、今後も有段者を含めた複数の指導体制や体格差、体力差等の個人差を踏まえた指導など、けがの防止や安全対策に十分配慮して実施していきたいということでご伺います。

○酒井（隆裕）委員

必ずしも柔道にこだわる必要は私はないと思うのです。やはり今後も、こうした校長会、研究会などで引き続き、こうした検討についてさらに進めていただきたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

民進党に移します。

○佐々木委員

○ナホトカ市との姉妹都市提携50周年記念事業について

1点目は、報告を聞いてということでお伺いをします。

前回の委員会でも、ナホトカ市との姉妹都市提携50周年記念事業についてお伺いをいたしましたので、この件についてまずお聞きします。

先ほど報告があった中で、10月29日、音楽コンサートをマリンホールで開くというお話がありました。マリンホールというのは、400席でしたね、たしか。非常に空席があれば、余りそれが目立つようであれば失礼に当たると思うのですが、やはり市内の皆さんにできるだけ来ていただくというような取り組みが必要だと考えます。

先ほど、周知方法について話がありましたけれども、具体的にどのような方法をとるのか、それ以外の集客方法などについてお聞かせください。

○（総務）秘書課長

10月29日土曜日のジョイントコンサートについては、ナホトカ市文化施設団と小樽三曲協会によるもので、それぞれの伝統楽器による合奏を行うコーナーを設けております。会場は、市民センターのマリンホールでの開催を予

定してございます。

周知方法についてでございますけれども、広報おたる10月号に1ページ枠で、ナホトカ市との姉妹都市提携50周年についての記事を掲載する予定でありまして、その中に今回のジョイントコンサートについての周知も行っております。そのほか、市のホームページによる周知のほか、ポスター、ビラ、こういったものを作成し、市の施設などで掲示をする予定であります。このほか、市内の学校関係への周知も検討してまいりたいと考えてございます。

○佐々木委員

27日も、ウイングベイ小樽のネイチャーチャンバーでやられるということですが、ミニコンサートですか、これは平日の午後ということですが、さらに集客が難しいのではないかなというふうに思いますけれども、この辺については何かお考えはありますか。

○（総務）秘書課長

ジョイントコンサート、2日前、10月27日の木曜日にウイングベイ小樽で、場所はネイチャーチャンバーでございますけれども、文化施設団のミニコンサートでございます。コンサートを行う時間帯、こういったものも工夫するという事とともに、買い物客へのビラの配布、それから館内の案内周知、こういったものに努めてまいりたいと考えております。

○佐々木委員

来た方に失礼のないようにということが大事だと思いますので、御努力をお願いします。

それで、そのときに、市長を初め、そういう方も見えられるということでしたけれども、そうであれば当然、今度はこちらからの返礼というのも必要になると思うのですけれども、その辺の計画についてお聞かせください。

○（総務）秘書課長

今後のナホトカ市との交流事業の計画でございますけれども、平成29年度、来年度の計画に関しては、今回のナホトカ市との姉妹都市提携50周年、こちらの返礼として、市長、議長を初めとした代表団の派遣事業を計画しております。そのほか、少年少女の交流事業として、27年度、昨年度でございましたけれども、バレーボール使節団が来樽しております。その返礼として、文化またはスポーツ分野、このいずれかで少年少女の派遣を検討しているところであります。

○佐々木委員

◎組織改革の実施年度の変更について

次に、平成29年度組織改革に伴う実施年度の変更について、1件だけ聞かせてください。

資料2にあります、各部から提案のあった改革の各項目の一覧表、ここに載っておりますけれども、これが改革の全てでしょうか。

これで決定ということなのかどうか。変更、追加の余地は、現段階であるのかどうかお聞かせください。

○総務部副参事

改革の全てかという、現時点では改革の全てです。現時点です。

それで、決定かということですが、1年送ることになったので、変更する余地はあります。変化、追加の余地は、現在あるのかということですので、追加の余地はあるということでございます。

○佐々木委員

◎歴史文化基本構想「日本遺産」について

それでは、2点目の歴史文化基本構想策、日本遺産について話をいたします。

資料要求をさせていただいて、メンバー表、委員名簿と、それから策定のスケジュールについて出していただきました。それを見ながら質問させていただきます。

本市でも、歴史文化基本構想を策定することになりました。7月には、国から補助金もついて、そして3年間か

けて策定を進めるということになっています。

そもそも歴史文化基本構想というものがどういうものなのか、なぜ本市に必要なのかというところが本当に市民の皆さんに伝わっているのかどうかいうところがあると思いますので、もう一度説明をしていただければと思います。策定目的、それから策定することで小樽市の何がかわるのか、主な策定内容についてお知らせください。

○（教育）主幹

歴史文化基本構想の定義についてであります。これは地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて的確に把握し、文化財を、その周辺環境まで含めて総合的に保存活用するための構想であります。

本市において、その必要性と作成目的についてでございますが、本市の文化財を総合的に保存活用して、まちづくりに生かしていくために本来必要ではございましたが、このたび、本市におきましては、歴史文化基本構想の策定及び地域型での日本遺産策定申請を目指してまいるということになりましたので、そのための条件としても必要になったため、歴史文化基本構想を策定するものであります。

これにつきまして、小樽市にとって一体何がかわるのか、それから主な策定内容とは一体何なのかについて説明をいたします。

まず、何がかわるのかでございますが、期待される効果として、例えば社会的機運の高まり、地域の魅力の増進、地域の活性化、地域との連携協力の推進、また連携のきっかけをつくっていく、そういったことが市内で効果として期待されるものと考えております。

それから、主な策定内容につきましては、基本的事項が 5 点、それから選択的事項 3 点でございます。

基本的事項 5 点につきましては、歴史文化基本構想策定の目的と行政上の位置づけ、それから地域の歴史文化の特徴、文化財把握の方針、文化財の保存活用の基本的方針、それと文化財の保存活用を推進するための体制整備の方針、こういったことが基本的な事項の 5 点になります。

選択的事項 3 点につきましては、関連文化財群に関する事項、歴史文化保存地区に関する事項、保存活用、特に管理計画作成に対する考え方、そういったものについて定めるということでございます。

○佐々木委員

ここに出していただいた委員会の委員名簿ですけれども、これを見ますと、学識経験者が並ばれて、市の関係者、そしてオブザーバーとしてお二人が入られています。

これを見て、質問ではないですけれども、一つだけ心配なのは、商工会議所会頭の山本秀明氏が入っておりますが、このメンバー、意見が変わらなければ外されるのではないかと少し心配ではあります。これについてはお聞きはしません。

オブザーバーで、文化庁の文化財調査官が入られています。それから、北海道教育庁、道教委からも生涯学習の方が、博物館課の主幹が入られています。このお二人の役目についてお聞かせください。

○（教育）主幹

ただいまの御質問の中で、文化庁の調査官、それから北海道教育庁の生涯学習推進局文化財・博物館課の主幹にお入りいただいておりますが、このお二方の主な役目と申しますか、そういったものは具体的には、現在、私どもが進めようとする計画策定事業の進行等に関する助言、それから本市にとって必要な情報の提供、特に歴史文化基本構想だけでなく、日本遺産に関する必要な情報の提供というものをいただけることになっております。

○佐々木委員

特に文化庁の方については、私たちも以前より、ここの関係に太いパイプをつくっていく上でも非常につながりが大事だということで指摘をさせていただいておりましたので、その辺のところをぜひ押さえて、この委員会の中で頑張っていたいただきたいと思います。

さて、スケジュールですが、スケジュール表をいただいて、中を見せていただきました。補助金がついて以降、

この活動をされていますけれども、この中で若干、スケジュールに沿っていくとおくれがあるのではないかと少々心配するのですが、どうでしょうか。

例えば、メインの事業である文化財等事前把握調査事業、これは非常に大事な仕事だと思うのですが、この調査チームの人選を含めてどうなっているのか。

それから、9月から3月まで開かれる2回のワークショップについて、それからシンポジウムについて、ここ予定されていますけれども、この概要について説明をしてください。

○（教育）主幹

特に進捗状況、それから調査事業の着手、ワークショップ、シンポジウム等についてお答えを申し上げます。

まず、進捗状況につきましてですが、8月22日に関係部長会議を開催いたしまして、9月2日に歴史文化基本構想策定委員会を立ち上げたところございまして、第1回の会議を開催いたしました。これをもって策定事業をスタートといたしたところでございます。

上半期につきましては、おおむね当初予定のスケジュールどおり、国の交付決定もございましたので、事業を進めておりますが、年度内につきましては、ワークショップやシンポジウムをこれから行っていく予定でございます。

調査事業の着手につきましては、歴史文化基本構想の策定において、例えば小樽商科大学、北海道教育大学、北海道職業能力開発大学校のそれぞれの研究者の方々の御協力、あるいは小樽市内においては、小樽市総合博物館の各分野の学芸員の方及び学芸員の方に協力をされているボランティアの方たち、そのほかにも文学館、美術館、図書館等ございますが、そういった方々をメンバーとするチームを立ち上げて、10月より調査を行う予定でございます。

調査内容につきましては、大きく対象をこちらで、今、三つほどに系列化しております、人文系、自然史系、土木建築系というふうに分け、さらにそれらを学問分野で細分して、なおかつリスト化が既に済んでいるものとその手が及んでいないもの、今後の調査で必要なものに分別をいたしております。こういったことをお諮りしながら、10月から進めてまいりたいと考えております。

9月にかけて開催予定のワークショップ並びにシンポジウムでございますが、ワークショップにつきましては、現在、文化財の保存活用実践を積極的に行われている団体の方々、あるいは関連文化財群をテーマとしてワークショップを予定しております。

また、シンポジウムに関しましては、景観と文化財の保存活用、それからまちづくりについてというような内容で予定をいたしております。

○佐々木委員

ということは、今のところ予定どおり、おくれ等の心配はないということによろしいですね。

○（教育）主幹

こちらもスピード感を持って進めたいと考えておりますので、おおむね予定どおりということで御理解いただいで結構だと思います。

○佐々木委員

先ほども、この歴史文化基本構想の策定というのは、日本遺産認定の条件だというお話もございました。

もう一つ、そのところで、再度、日本遺産と当構想との関係について、概略で構いませんので、説明願います。

○（教育）主幹

日本遺産と歴史文化基本構想の関係につきましてですが、日本遺産といいますのは、地域の歴史的な魅力や特色を通じまして我が国の文化伝統を語るストーリーを中心とした日本遺産として文化庁が認定するものであります。ストーリーを語る上で欠かせない魅力あふれる有形や無形のさまざまな文化財群を地域が主体となって総合的に整備活用して、国内だけではなく、海外へも戦略的に発信していくことによって、地域の活性化を図るということを目的といたしております。

また、ストーリーにつきましては、単独自治体で完結する地域型、それから複数の自治体にまたがる広域型、よくシリアル型と呼ばれますが、そういったものの 2 種類がございまして、現状、本市では地域型での認定申請を目指しております。

また、歴史文化基本構想を策定していることが、地域型については一応条件ということになってございますので、策定の取り組みを 9 月からスタートさせたところでございます。

○佐々木委員

そこで、今、こういうふうなスケジュールも聞きました。基本構想の策定、そして日本遺産の認定ということを進めていくわけですが、日本遺産については、2020 年が最後というタイムリミットのある話です。

そこでお伺いしますけれども、構想の策定と日本遺産認定の進め方の関係ですが、これ基本構想策定後に日本遺産認定に動くのか、それとも同時並行して二つを進めていくのか、その辺のことについてはどのようにお考えでしょうか。

○（教育）主幹

ただいまの御質問でございますが、まず私どもが念頭に置いておりますのは、地域型のストーリーでございまして、歴史文化基本構想に基づいて策定されて位置づけされるわけですが、実際には構想を策定している中で、文化財群という取りまとめの仕方です。文化財を単体として見るのではなく、一つの塊として見ていくということが歴史文化基本構想の中に入っておりますので、その過程の中で、いろいろなストーリーが浮かび上がってくるものと考えております。ですから、そういったものが把握できていくという考えでいきますと、実際にはある程度は並行関係としてこれらが進められていくことになろうかと思えます。

○佐々木委員

そこで、そういうふうに進めていく場合で、先ほど、地域型とシリアル型の話がありました。現在は、地域型ということ考えられているということですが、今、趨勢を見ると非常にシリアル型の認定が多くなっているのですよ。そういう状況の中で、もし小樽市がシリアル型を目指すということになった場合も、先ほどから日本遺産認定の条件が歴史文化基本構想だというお話ですが、シリアル型になった場合は、歴史文化基本構想は要らないとなっているのですが、その場合でも、この歴史文化基本構想策定はきちんと進めるということで確認させていただいていいでしょうか。

○（教育）主幹

前段でも申し上げましたとおり、確かに今、小樽市では地域型という形で申請を目指すということでございますが、これについては前段で話をさせていただきましたように、シリアル型であっても、地域型であっても、とにかく小樽市として文化財をこれから保存活用していくために本来必要なものでありますので、どちらであっても、これは基本的に 3 年かけて策定してまいるという考え方に変わりはありません。

○佐々木委員

ところで、歴史文化基本構想策定ハンドブックというのがあります。策定する際の参考にするために、文化庁の文化財部伝統文化課文化財保護調整室というところが作成したものですけれども、その中に、いろいろ書かれているのですが、この中で言っているのは、これまでの既成概念にとらわれない幅広い文化財の把握が必要だというふうに、この中で書かれているのです。そういうものをすくい上げる手法というのは、小樽市の場合、考えておられるのかどうか。

○（教育）主幹

幅広い文化財把握の手法でございますが、これは文化庁が別途出しております「「歴史文化基本構想」策定技術指針」という、これも非常に長い名前の本でございますけれども、それを易しくした中で手引書とも言えるようなものが、ハンドブックというのがございまして、その中にも記載はされておりますけれども、今までの既成概念、

例えば 1 点だけを文化財とするとか、ここのところだけをと、年数がこれだけだからというような形でやってきて、捉えてきたのが今までの我が国の文化財保護行政であります。

ただ、それを既存概念にとらわれずという考え方で、幅広くということになりますと、単体の文化財としては評価されなかったものが結構ございます。それから、年代的には新しいと言われて評価されなかったものもございませうけれども、そういったものを、関連するものを一つの文化財の塊、文化財群ですね、という形で認識することによって、実は一つ一つの評価を全体で高めていく、と同時に地域の文化的特徴を示すものとしていろいろなデータを集めて、それを共有化して、データベース化していくことを市では考えておりますので、それをもって幅広い文化財把握の手法ということで当市も考えたいと思っております。

○佐々木委員

今、話のあった、特に小樽市の絡むところというのは、私、これを読んでいて思ったことは、特に年代的に新しいとされて、今まで評価されなかったもの、江戸時代とか、もっと前の時代のものでなければ何かそういう歴史的な価値はないのではないかと思われていたところがあったと思うのですけれども、ところが小樽市に今あるものは、明治以降のさまざまな文化的なもの、そういうものがやはりきちんと評価されるという、そういうことが今回のこの取り組みの中では大事なのだろうと思うのです。そういうものまで発見できるようなシステムをきちんとこれからもつくっていただければと思います。

行政運営の総合的な指針となる基本的な構想等に基づき定めることが望ましいとされています。これに相当する本市の計画構想というのは、どんなものがあるでしょうか。

特に、本市の新総合計画との関係についてはどうなっているか、お知らせください。

○（教育）主幹

特に小樽市にとって重要な計画のかなめというのは、小樽市総合計画であるというふうに認識いたしておりますが、その中にあっても、将来都市像と施策の体系、特に五つのテーマというのがありまして、それらにはこれらを合致させる、あるいは合致しているものと考えます。

また、近々、新総合計画が策定されるものと考えますが、その時点におきましても同様の計画を教育委員会として盛り込んでまいりたいと考えております。

○佐々木委員

さらに、そのハンドブックの中には、市民意見の反映や周知のための検討体制をつくっていくべきですよということが書かれています。市民への情報の発信方法等はどうなっていくのか、他市の事例等もぜひ検討していただきたいのですが、その辺のところの情報がありましたらお聞かせください。

○（教育）主幹

市民の皆様への情報発信の方法につきましては、確かにさまざまな方法がございますので、今、私どもが検討いたしておりますのは、フェイスブック、それから市のホームページ、あと紙媒体としての広報紙への掲載ということなのですが、近年は情報を双方向でやりとりすると、SNSとか、そういったものが非常に広範に使われるようになっておりますので、双方向で物事をきちんと情報共有も含めてしてまいりたいと考えております。

それから、他都市の効果的な事例についても、十分検討した上で参考にいたしますけれども、これは検討途中で、必ずしもうまくいった例ばかりではないと存じますので、そういった非常に残念であった例も含めて検討して、それを生かしてまいりたいと考えております。

○佐々木委員

ぜひ検討をお願いいたします。

そこで、実は、一般質問、民進党の面野議員が質問した中で、日本遺産にかかわって、組織改革の必要性を訴えさせていただきました。

教育長の御答弁では、そういった組織改革については、シリアル型を目指すことになったら組織体制を検討するという御答弁だったと思います。もちろんシリアル型となれば、他機関やそれ以外の自治体との連絡調整のためにそういう検討組織体制は必要になるというのは、私たちもわかります。しかし、地域型、小樽市が単独で日本遺産を目指す場合でも、やはり組織体制の見直しは絶対必要だと思うのですよ。

まず、今いろいろと文化財担当主幹のお話を伺っておれば、市教委の担当の方に、文化財保護等についての御見識が十分にあるということはよくわかりました。

ただ、お断りしたいのは、本当に教育だけではだめだとか、そういうことを言っているわけではなくて、文化庁、この選ぶ側が求めているのは、地方自治体が変わると、組織機構を変えて、教育だけが文化のことにかかわるのではなくて、これをやる、進める上では観光やその他の経済、いろいろな分野のところも一緒になって、もしくはもしかするとそういうほうがリーダーになって進めていくような、それぐらいの体制を求めているというのが本当のところですよ。

これは話ですけれども、「日本遺産サミット in 岐阜」という大会がありました。市教委からも、生涯学習課長が参加されておりますけれども、そここのところで、日本遺産を選定する審査委員長がこう言っています。地元のストーリーを得るに足る縦割りのない体制の構築と多角的な事業の展開の見込みのある組織、それを求めているのだと、これが条件の一つですよ。それからもう一つは、魅力あるストーリーだと。この二つがそろっていないと認められないとまで、そういう趣旨の上でお答えを、挨拶でされています。

ですから、小樽市の思いはあるとしても、それに応えた形の組織改革というものをやはり見せる、本気度を試されているのだと考えます。

ですから、やはり私たち、総務常任委員会でも尾道市に視察に行きました。それから、民進党としても小松市に視察に行っていました。特に小松市では、経済観光文化部の部長、この方は兼務で文化創造課長となっていてます。これは、この日本遺産認定のためにこうしてこういう課をつくって、そしてその課長を兼務していますというふうに答えておられました。やはりそういう可能性を私はやはりつくることが必要だと思います。

改めて、それでお聞きするのですけれども、最初の報告を聞いてのところで、何った平成29年度の組織改革に伴う実施年度の変更についての中の一覧表、この中に日本遺産認定を念頭に置いた、そういう今言ったような提案にも残念ながら見られなかった。これではやはり小樽市の日本遺産認定に向けた熱意は、文化庁には伝わらない。やはり先ほどからいろいろなことを担当主幹から示していただきましたけれども、そういうものをきちんと発揮するためにも、やはり新しい視点でいろいろな庁内、もしくは外部の人たちと力を合わせて魅力的なストーリーをつくれる、そういう体制づくりをきちんと示してほしいと思うので、せっかく1年延ばすわけですから、日本遺産のように直接まちづくりにかかわる取り組みについては、本市組織改革計画、この再編の中で検討をしていただけないかなと、少し話が長くなりましたが、それについてのお考えをお聞かせください。

○総務部長

これまで総務部副参事からいろいろとこの組織改革のことについて話をしてきましたけれども、確かに庁内から、今、73項目上がっておりますが、一応今段階では、先ほど副参事が話をしたとおり73項目ですけれども、実際に市民によくわかるような組織体制づくりをしたいということと、それからまた実効性の上がる組織をつくっていかねばならないといったようなことがございますので、今、委員おっしゃるようなことをこれからよく考えながらしっかりと検討してまいりたいと思っております。

○佐々木委員

検討していただけるということですので、本当にこれだけはもう念を押ささせていただきたいのですけれども、これから本当に日本遺産の認定はどんどん厳しくなっています。応募する数もふえています。道内だけではありません。だから、そういう中で、本気でこれの認定をとろうというのであれば、まずは最低条件をきちんとそろえる、

このところをきちんとつくった上での市民の努力、せっかく巻き込んで、皆さん巻き込んでやっていこうという、その努力が無駄にならない体制づくりをぜひともお願いいたしまして、この話を終わらせていただきます。

◎中学校の部活動について

それでは 3 点目です。中学校の部活動についてお話を伺います。

部活動、前は、教員の、なかなか子供たちも含めて部活動に休みがない、そういうところできちんと国の動きもあるという話をさせてもらいましたけれども、きょうは、部活動について、子供たちのニーズに応えるために、どうしていけばいいのかという視点で話をさせていただきたいのですが、生徒数がどんどん減少しているのは皆さん御存じのとおりです。当然、生徒数が減れば、教員の定数はありますので、教員数も減少しています。そうなるのに従って、部活動の顧問のなり手の数も減少していくわけですね。部活動のなり手、顧問がいなければ、当然、部活動を開設する、学校で開設する部活動の数も減少せざるを得ないというふうになって、結果として希望、中学校へ行ったらこの部活動に入りたいと思っていた子供たちは、入ったら、あれっ、ないということになってしまうわけですね。それが実態ではないかなというふうに思うのです。

そこで現実的な質問を、実数で確かめておきたいのですけれども、市内の運動部と限らせていただきますが、運動部活動のこの三、四年の設置数の推移について、合計で構いませんので、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

市内の運動部活動の設置数の推移についてですが、平成 25 年度は 98、26 年度は 96、27 年度は 92、28 年度は 90 となっており、若干の減少傾向が見られます。

○佐々木委員

4 年で八つの部活動ということになります。全市ですから、何か少ないように言えますけれども、これは結構多い数だと私は思うのですよ。男女別ということもありますし、いろいろなあれがあると思うのです。

というのは、こういうところにあられると思うのですけれども、中体連の種目にはあるけれども、市内で部活動として発足していない種目はありますか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

中体連種目の中で、市内にはない運動部活動についてですが、水泳、ハンドボール、体操、新体操、ソフトボール、柔道、剣道、相撲、スキー、スケート、アイスホッケーとなっております。

○佐々木委員

今上げていただいたので、個人種目ですから、最初からないという部活動もあるのですけれども、例えばソフトボールについては、私が新卒のときにはもう市内のほとんどの学校にあって、大会も盛んに行われていましたが、ついに、多分、たしか銭函中学校に最後一つありましたが、それがなくなってしまいました。ですから、市内でソフトボールを中学生からやろうと思うと、できないという状況になっています。そういうことが今後も予想されるのですけれども、各部活動で、それでは部活動、人数が減ってきたとなったとき等を含めて、部活動の存廃の取り決め事項というのは、どうなっているのかお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

各学校においては、年度当初に全校生徒に希望調査を行い、部活動ごとの生徒数や指導する教員数、場所の確保など総合的に判断して決定しておりますが、希望する生徒が少ない場合や指導者が確保できない場合、逆に新たに部活動を希望する生徒が多い場合など、部活動の存廃の取り決めについては、最大限、生徒の希望に配慮し、各学校で総合的に判断して決定しております。

○佐々木委員

そうですね。総合的に判断してということですが、具体的には、例えば団体種目で競技人数が下回った場合もあるでしょうし、今後もその数がふえることが見込まれないという場合には、多分休部とかということにな

る、各顧問が配置できないというようなこともあると思います。一回休部になった部活動を復活させるときには、どういう条件をクリアしなければならないのかということを決めている学校もあると聞いています。

そういう場合、まず一つですが、顧問の配置についてです。この顧問は、中学校の教職員、教員、原則として全員がやることになっているのか、それとも希望でやっているのか、やりたくなければやらなくてもいいのかとか、そういうことについてはいかがですか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

顧問の配置については、学校によっては複数の教員を配置しているところや、例えば体調不良等の諸事情で顧問ができない教員もおりますが、どの学校も、原則、全員で指導することとなっております。

○佐々木委員

そういう状況の中で、当然、顧問も、今、全員ということですから、その自分が持った競技について全くの素人の教員もたくさんいるわけですよ。そういう中で、今、外部コーチというものが存在してまして、外から専門の方を連れきて持っていただくというふうになってはいますけれども、この外部コーチの依頼とか、位置づけについてお話しいただけますか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

北海道中学校体育連盟の規定によりますと、大会の引率はあくまでも当該学校の校長、教員とし、外部指導者のみで行うことができないというふうにありますので、部活動は学校教育の一環として行われるものですので、必ず当該学校の顧問を配置して、場合によっては外部コーチを招聘して協力をお願いしている学校もございます。

○佐々木委員

そうですね。だから、教員の顧問がいなければ、部活動は幾ら外部コーチが来ても発足はできないということだと思います。

そこで、もう一つですけれども、現実的に何とか部活を維持するために、合同チームという方式が行われています。これについて、どのような方式なのか、それでそれが中体連の参加に、その合同チームというのは支障がないのかというようなことについて、合同チームについての、さらに運営、運用例、市内でどれぐらい使われているのか、そういう方式でやっているところ、それにかかわる生徒数、それからその合同チームのメリット・デメリット、それからその合同チームの展開について、固めて言ってしまいましたが、大丈夫ですか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

例を挙げますと、野球やサッカーなど、自校で競技人数が確保できない場合、2校または3校の合同でチームを編成し、ふだんは自分の学校で練習するのですが、土日などに1カ所に集まって合同で練習しているような学校がございます。

「北海道中学校体育大会に関わる複数校合同チーム編成規程」によりますと、合同チームは、日常において計画的に学校の部活動として監督が指導し、各学校の教員が引率して練習をしていることが大会参加の前提条件となるというふうに明記されておりまして、野球やサッカーなど、7種目の団体競技種目に限って合同チームでの参加が認められております。中体連の規定では、各学校の教員が引率することとなっておりますので、合同チームであろうと、それぞれの学校の顧問がかならず引率しなければならないということになっております。

あと、実際の市内の運用例についてでございますが、これも例を挙げますと、サッカーでは、西陵中学校6人、松ヶ枝中学校9人の合同チーム、あと野球を例に挙げますと、松ヶ枝中学校4人、朝里中学校6人、銭函中学校4人の3校の合同チーム、同じく野球で、向陽中学校2人、潮見台中学校8人の合同チームなどがございます。このような合同チームでございますが、メリットとしては、やはり小学校で行っていた競技を引き続き中学校でも継続したいという、生徒が希望する種目の部活動ができることが一番のメリットであろうと考えます。逆にデメリットとしては、毎日、合同で練習ができないことや、移動の際に時間や交通費がかかることなどが挙げられます。

生徒数の減少により、今後、このような野球やサッカーだけではなくて、ほかの競技も合同でチームを編成しなければならない学校がふえていくことなどが予想されます。

○佐々木委員

今、そういう状況にあるということで、今挙げた部活動もあるのですが、聞くところによると年によって随分違う上下があるので、例えばバスケットボールやバレーボールなんかについてもそういうことが行われていたというふう聞いております。

この後、市内大会の、こういうふうになってくる、合同チームになれば、当然、参加校も減少します。今の方式では、市内大会、後志大会、そして後志決勝大会という中で、全道大会への出場校を選ぶのが今までの中体連の方式ですけれども、こういうところの、中体連、後志大会との合併みたいなのも視野に入れる必要があるのかなというふうに思います。その辺のところについて、どうなっているのかお聞かせいただきたいのですけれども、どうでしょうか。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

平成26年度から、サッカーが小樽地区と後志地区が合同で開催しておりますので、今後も、他の種目についても、参加する学校数の減少に伴い、後志地区との合同での開催が予想されます。

○佐々木委員

今言っていたのは、それぞれの学校に部活動が、人数が少なくてもまだある場合は、これ合併できるので。けれども、もうこちらの学校で、例えば野球部がなくなったけれども、野球がしたいという個人の子供たちは、こっちのチームに入っていくって、そちらの中学校の中に入っていくって合併させてやらせてもらうということはできないわけですよ。

実は、札幌市で今年度から導入した運動部活動「学校間連携方式」という方式を採用して始めたのだそうです。これについての情報があるかどうか、どういうものなのか。

それから、実際に札幌市の場合、これを行っている、どれぐらいの参加状況だとかなどの新しい情報があればお聞かせいただきたい。

それから、これを小樽市で導入するとなった場合のメリット・デメリット等についてお聞かせいただければと思います。

こういう方式等も含めると、非常に両方、合同チームの方式と、それからこの方式を含めれば学校教育の中でのスポーツ部活動における子供のニーズを、相当カバーできるのではないかと思うのですけれども、それについてのお考えを最後にお聞かせいただければと思います。

○（教育）学校教育支援室大山主幹

札幌市が今年度から導入した運動部活動「学校間連携方式」の実施要綱によりますと、在籍校に希望する運動部活動がない場合、原則として隣接する他校の運動部の練習等に参加できる方式となっております。

中体連の参加については、個人種目は在籍校で参加することはできますが、団体種目については、当該生徒が受け入れ校の一員として参加することができないこととなっております。

それで、先日、札幌市教委に照会したところ、現在、10校から20名の生徒が本方式を利用しており、種目で言うと、剣道、陸上、バドミントン、バスケットボール、バレーボール、ハンドボールの部活動に参加しているということで伺っております。実施に当たっては、事前に学校と生徒、保護者が実施内容や学校間の移動方法などについて打ち合わせを十分行っており、これまで学校や保護者から問題等は特に聞いていないということで伺っております。

この方式のメリットとデメリットについてですが、メリットとしては、やはり在籍校に希望する運動部活動がない場合でも、生徒が活動できるというよい面がありますが、デメリットとしては、中体連の規定により、せっかく

練習しても中体連の団体種目には出られないということが挙げられるかと思えます。

それから、子供のニーズをカバーできる範囲が広がるという部分につきましては、生徒の活動の場を保障するという札幌市教委の取り組みは、これまでにない新たな取り組みとして注目していますが、この方式を利用して運動部活動に参加しても、先ほど申し上げたとおり、中体連の団体種目には出られないということもありますので、今後、中体連や札幌市の動向を注視してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

大変よく調べていただきまして、情報として助かりました。

最後に、今の連携方式、札幌市が採用している中で、私は、当然、中体連に参加できないのだから個人種目でしか利用していないのかと思えば、先ほどお話しあったように、バスケットボール、バレーボール、ハンドボールの団体種目も使っている生徒がいるということなのです。これは、多分、だから中体連の大会に参加できなくても、それ以外にも、今、たくさん大会がいろいろ各種あるので、そういうところへ参加することはチームとして可能になるというような可能性があるのだと思うのです。そういう部分では、本当に救われる子供が出てくる可能性があるということなので、ぜひ検討をお願いして、これで終わらせていただきます。

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 26 分

再開 午後 5 時 08 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党に移します。

○濱本委員

まず、報告の中から何点か聞きます。

◎次期総合計画策定のアンケート調査について

次期総合計画策定に係る経過報告をいただきましたが、これは郵送アンケート調査が 9 月 14 日回答期限で、もう期限が終わっているのです。9 月 5 日到着分までの回収数を書いてあるのですが、きょう現在、もう締め切りが終わっているのですが、大分数字が変わっているのでしょうか。その点についていかがですか。

○（総務）企画政策室長

大変申しわけございませんが、直近のデータはまだ整理できておりません。

○濱本委員

5 日以降もアンケートは戻ってきているという理解でいいですか。

○（総務）企画政策室長

多少戻ってきておりますので、その辺含めてまた集計してまいりたいと思っております。

○濱本委員

ここでは、報告、公表は、平成 29 年第 1 回定例会ということになってはいますが、こういうアンケートの常とすれば、いわゆる速報値みたいなのがあってもいいのかなど。ということは、つまり第 4 回定例会ですよね。第 4 回定例会で完全に解析したもの、分析したものでなくてもいいですけども、そういうものを出してほしいので

すが、いかがですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

詳細な報告書ができる前の段階での中間報告についても検討したいと思います。

○濱本委員

ぜひ、最終形でなくてもいいので、提出というか、報告をお願いしたいと思います。

◎公益通報について

それから、コンプライアンス委員会の報告をもらいました。たしか私の記憶によれば、以前にコンプライアンス委員会の報告をもらったときに、ペーパーがなくて口頭で言われて、それではわからないので、できれば文書で報告してもらいたいという、たしかそういうことを言った記憶もありますけれども、今回はそういう意味ではペーパーで出してもらったので、前よりはわかりやすいなというのがあります。

それで、この間の、7月20日に、コンプライアンス委員会が公益通報に係る調査結果ということで出てきて、ずっと話題になっています。

山口委員長の書いてある理由という、通報対象事実ありというところで、なかなかこれ国語的にいろいろ文章がつながっているのですよ。つながっているがゆえに、本質からというか、本質の認識、コンプライアンス委員会の認識をどうも間違っ受けてとめているのではないかという気がするのです。

皆さん、お手元に資料、私言っていないんですけども、書いてあることは、勤務成績の実証となる昇任内申書、その他これにかわるような客観的な事実を示す資料が存在していませんでしたという事実認定をしているわけです。そして、市長が提出した書面については、この書面は、市長が本件調査に当たって改めて記憶に基づき作成したものであって、本件人事異動時に存在したものではありませんという事実認定をしている。その上で、客観的に昇任者の勤務成績や能力を実証するに足る資料とは言えない、これは市長が出したのですが、言えないというふうに事実認定しているわけです。最終的に、こういう事案というか、こういう事実が積み重ねた上で、実証性を欠いた昇任人事が行われた事実はあると認められますというふうに言っているのです。最後、刑事責任云々というがあるので、司法機関ではないので判断は差し控えると。最終的には、本件人事は、小樽市職員倫理条例第15条第3号の規定による法令に違反するおそれのある事実該当する。おそれのあるというのは、司法判断をしなければならぬから、おそれのあるというところに来たのですね。これを字面どおりに読んでみると、市長のずっと答弁とは何かかみ合わないような気がするのですけれども、市長、今、私がこうやって事実認定、こういう認定、こういう認定があって、最終的に結論としてはこう結論していますよという、そのことに対して、何か市長、今までの答弁の続きでもいいですけれども、何かお考えがありますか。

○市長

いや、これは改めて見ても、今までの答弁と違いがあるとは私は思っておりません。

○濱本委員

そうですか。大変残念です。市長は、こういう一つ一つの事実が認定されている、コンプライアンス委員会が認定している。で、最終的な結論に対して、今までの答弁と変わりませんというのであれば、私は、ある意味、この調査結果について真摯に受けとめているとは到底理解ができません。これはここで終わる話ではありませんので、この後も、その他の場面でいろいろ質問をさせてもらいたいと思います。

それで、付随して、ずっと話題になっていました公務員の告発義務とその方式についてということで、北海道町村会法務支援室というのがインターネット上で公開しています。これはわかりやすく書いているということだけで、法令に基づいて書いているだけですけれども。

きのうの似たような質問の中で、少々腑に落ちないところがあるのです。刑事訴訟法第239条第2項、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思量するときは、告発をしなければならない」。この北海道町村

会での見解は、「その職務を行うことにより」とは、必ずしもその犯罪事実の発見そのものが職務内容である必要はなく、「職務の執行に際し」と広く解釈するのは通説だというふうに、北海道町村会が言っている。これでいくと、きのうのたしか、私も余りよく記憶はしていませんけれども、きのうの答弁の中で、組織として云々とかという、何かそういう答弁があったかと思います。これは組織ではなくて、官吏または公吏がその職務の執行に際し、職務を進めていくがゆえの中で、そういう違反的な事実があった場合には告発をしなければならないという、そういう規定だというふうに私は理解するのですが、その理解でよろしいのでしょうか、違うのでしょうか。

○（総務）職員課長

組織での判断ということで、確かに、きのう、私から話をさせていただいております。

多分、濱本委員が見ていらっしゃるの、私も同じものを見ていると思うのですが、その中には、一文としまして、「告発するか否かについて職務上の判断をする余地があると解される」という一文があるのも、これも確かにあるところでございますので、職務上の判断をするときには一定程度、私ども人事ラインといいますか、そういう職務上知り得る立場にある者が組織として判断して告発するかどうかを決めるということで、それはこちらでそういう取り扱いで差し支えないのではないかと考えているところでございます。

○濱本委員

告発するかしないかというのは、それぞれのお考えがあるのだろうと思うのです。ただ、この基本的な精神というのは、やはり官吏、公吏においては、その職務を通して違法な事実、違反事実があったときには、やはり告発すべきだと、組織の判断とかではなくて、官吏、公吏である者の立場として告発しなければならないというふうに解釈するというか、理解するのが普通なのかな。ただ、その次のステップの段階で、相談をするなりなんなりというのはあるのだろうとは思いますが、根本は官吏、公吏個人の基本的な考え方のもとでという、それが大前提だと思うのですが、その解釈は間違っているのでしょうか。

○（総務）職員課長

解説書等によりますと、通常であれば所属長なり、そういう者が告発すべきという解説があるのも確かですので、そういう意味では官吏、公吏、私ももちろん公務員ですけれども、私個人に課されるというよりも組織の長とか、そういう方がやるべきということであれば、組織として判断して、そこの所属長が告発する義務を負うと考えるべきではないかなというふうには思っております。

○濱本委員

それは少し違うのではないですか。そういう事実を見つけた、例えば私が市役所の職員で、事実を見つけた。確かに北海道町村会のところには、「地方公共団体の場合にあつては、一般に所属長（課長、所長等）以上の名義で告発するのが適当であると思われているとされています」と書いてある。これは発見者ではないですよ、告発者ですよ。だから、発見者が例えば一般の係員でした、所属長に相談しました、そうだね。では、告発は係員ではなくて、所属長が告発するのが妥当ですよというふうに解釈するのが普通だと思うのですが、違いますか。

○（総務）職員課長

おっしゃるとおりだと思います。そこで実際に所属長が告発するかどうかというのは、そこはやはり組織としての判断が必要なのだと思っております。

○濱本委員

そういうときに、もし発見した一般職の係員の方が、所属長が、いや、告発しなくてもいいと言ったときに、それでもこれは告発しなければだめだよと言ったときには、どういうふうになるのでしょうか。

○（総務）職員課長

正直申し上げまして、刑事訴訟法は余り詳しくないのですけれども、今のは刑事訴訟法第239条第2項に基づく告発義務ということになってはいますが、第1項では何人でも告発できるという規定がありますので、もし職員個人が

どうしても告発するというのであれば、この第 1 項の規定に基づいてできるということになると思います。

○濱本委員

それを確認しなかったわけです。組織に所属している人間であっても、見逃せないということであれば、個人の立場で告発する道は残されているということでもあります。

当然一番わかりやすいのは、当事者の皆さんですし、それからコンプライアンス委員会がこういう判断をした、この方向が出たということは、もう公然の事実でありますので、この後どういう対応になるのか、言うなれば市民の人が告発をするかもしれないし、市役所の職員の方が個人の立場で告発するかもわからない。あとは司法判断だということなのだろうなというふうに思います。

この昨年の人事に関して言えば、非常にすっきりしない状況であります。コンプライアンス委員会の報告においてもすっきりしない状況である。こういう状況がいつまでも続くということは、決して小樽市にとっても、市役所の中の組織にとっても決していいことではない。どこかで何らかのけじめをつける必要があるのかなというふうに思います。ぜひとも、それは市民の方々からのけじめなのか、市役所の中のけじめなのかわかりませんが、また議員の私らも個人としてそれは不可能ではありませんので、何らかのけじめをつけていかなければならないのだろうと思います。

◎平成29年度組織改革基本方針について

コンプライアンスの話はそのぐらにして、次に組織改革の話は何点か聞きたいと思います。

ことしの第 2 回定例会の総務常任委員会資料で、5 月 26 日付で、平成 29 年度組織改革基本方針についてということで資料が配付されております。

まず、この基本方針がつくられたプロセス等について説明をお願いいたします。

○総務部副参事

基本方針がつくられたプロセス、どういう経過でこれができたかということですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

まず、組織改革自体を実施するというきっかけというか、それは平成 28 年第 1 回定例会で、安齋議員の質問に対しまして、市長答弁として、29 年度に全庁的な組織改革を行いたいと考えており、新年度に担当職員を総務部に配置して準備に当たらせるという答弁をしております。それに基づきまして 28 年度にそういう担当ができて、29 年度を目途に組織改革を実施するに当たり、まずはどういう形で進めるかということで庁内に組織改革検討委員会をつくり、並行してどういう組織改革を実施するかということで、この基本方針を策定したところでございます。

○濱本委員

大変残念なのは、組織改革というのはやはりすごく大事なことだと思うのですが、この自治体を経営していく上で、組織がなければ自治体経営できないわけですから。当然、組織体をつくと、そこにまた人をはめ込まなければならない、マンパワーを、そういう意味では大変膨大な作業が発生するはずなのです。それが、残念なのは、昨年の第 2 回定例会においても、それとことしの第 1 回定例会においても、市長のいわゆる議案説明の冒頭であった所信表明の中に一つもないのですよ。市長の公約の中にも、選挙戦の中の公約の中にも一つもない。何か唐突感が否めないのですけれども、市長、こういう大事なことはきちんと議会の前の、そういう所信表明のときみたいな場所でやはり明確な意思表示をすべきだったと思うのですが、市長、いかがですか。

○市長

明確な意思表示、しっかりとした議会へのメッセージをすべきだったのではないかとということかと思えます。

そのような所信表明の中で組織改革という言葉や、具体的な表現をして、この議会の場でお伝えはしていなかったのは事実かと思えますけれども、私自身就任させていただき、前回、財政健全化という視点のもとで組織改革が以前に行われまして、この間、その 8 年たった中で、さまざまなそれぞれの部における課題であったりとか、その

ときから 8 年たった中でなかなか改善できていない、また、安齋議員からも御指摘ありました縦割りの状況だったり情報共有、さらには業務のそれぞれの部署における業務量の差であったり、さらには業務を押しつけ合う体質、企画力がなかなか企画政策室と担当部とで調整がなされていない、さまざまな要素を感じたところでございます。その中で、安齋委員からそのような御指摘もあって、私なりにその思いを持ってその場で答弁をさせていただき、そして人員配置をさせていただくということが私自身の組織改革における意思表示という思いもあったものですから、本来であれば組織改革を行っていくのだということを所信表明であったり、または今年の第 1 回定例会のときに話をすべきだったと言われれば、そのとおりでなと思う部分、それについては足りなかったかなとは思いますが、その人員配置をさせていただいたということそのものが、組織改革に向けて本格的に動き始めるのだという意思表示であったということで、私からの思いだということで御理解をいただければと思っております。

○濱本委員

そんな結果論的な話をしたらだめですよ。小樽市の経営者たる自分がですよ、誰かに聞かれたから答えた、答えたから何かをしましたなんて、この組織改革という大事なことを考えたときに、明確に自分でメッセージを発しなかったら、説明責任果たしていることにならないではないですか。

人を配置したから、ではなぜ配置をするのだ、その配置したのはいつの時点の話なのですか。

何でもそうですけれども、明確に、議会に対してではないですよ、市民に対して、やはり自分の市長たる説明責任を果たしていくということであれば、こんな大事なことをきちんと所信表明の中で言わない、思いつきのように手をかけました、議会で言われたから手をかけましたみたいな話には私はならないと思うのですが、その程度の話ではないと思うのですよ、組織改革というのは。その辺どうですか、市長としては、なぜ、わからないです、私としては。なぜ、私、組織改革をやりますという明確なメッセージが、昨年第 2 回定例会のときにもなかったし、ことしの第 1 回定例会の中にもなかった。あったとすれば、傍証みたいな世界で、ただ人を配置しましたというだけみたいなものだ。そもそも市長に組織改革をする本当に意欲があったのかと疑わざるを得ないわけですよ。あったのですか、当選したときから。

○市長

具体的な組織改革を行うべきだと私自身が思うようになったのは、当選後でございます。当選前から、最初から組織改革を前提の上で考えていたわけではございません。

しかしながら、お役目につき、それぞれの部の動きであったりとか、その職務における情報共有の部分であったりとか、さまざまな、具体的なことを言うと部に影響がありますので、具体的な話は差し控させていただきますけれども、私なりに 1 年間を通していろいろな課題であったりとか、または効率性も含めて、より高められる可能性があるのではないかということを経任後に、実際にこの業務に当たったときに感じたものでありますから、私としてはそのことについて考えるようになったのは就任後のことでございます。その中で、実際にそのようなことを目の当たりにし、組織改革をしていくことによって、その課題解決、または情報共有、効率化、それをなされていくようにしていかなければならないと思っておりますので、その組織改革に対しての意思は非常に強く思っているところでございます。

○濱本委員

何かとってつけたような答弁で、非常に残念です。1 年を通してそういう感覚になったというのであれば、やはり第 1 回定例会できちんと宣言すればよかったではないですか、明確に、所信表明の中で。組織改革に向けて人員を 4 月 1 日人事か、4 月 10 日人事かわかりませんが、きちんと配置をして、こういう工程で、もっと言うと、こういう理念で組織改革をやっていきますということを明確に意思表示すればよかったのではないですか。

今思えば、明確に意思表示をしておけばよかったと思いませんか。

○市長

第 1 回定例会のときに、そのような話をする中で入れ込めばよかったというのは、今、御指摘を受けて改めて感じたところでございますけれども、私自身はもう既にそのような意思を持っている中で、安齋議員からも、第 1 回定例会でその辺についての御提案というか、お話もあって、その中で改めてそのことをお伝えさせていただいたと認識しておりますので、当然に、濱本委員がおっしゃるように、自分自身で思ったことをまず自分から発信すべきだということは、一つのそのとおりの部分もあると思いますけれども、やはり議員の皆様とかからそのような御提案だったり御指摘がある中で、自分自身の考えが重なっている、そのようなことがあれば、当然にそれを答弁の中で表現をし、具体的に実行していくこと、それは行政の運営者としても重要なことかなと思っておりますので、そのような観点でもあわせて御理解をいただければなというふうに思います。

○濱本委員

市長の答弁は、必ず、何とかだけれども、必ずあることを言って、しかしながらみたいなことを言うわけですよ。それは何か、非常に聞いていてよく理解ができないので、できるだけ明快な答弁をお願いしたいのですが。

まず、市長いろいろ個別具体的な理由を言ったのですが、組織改革の市長が考える理念は何ですか。

(「組織改革に対しての」と呼ぶ者あり)

○委員長

市長の理念です。

○市長

先ほども話をさせていただきましたけれども、やはりそのような課題が私自身は感じたところでございます。この課題の改善によって、職員自身がより能力を発揮できるような環境をつくっていくこと、そしてさらには、そのように組織改革をすることによって、市民の皆様にとって利用しやすいというか、わかりやすい、そのような環境をつくっていくこと、そして最終的には、そのような取り組みを行うことによって、例えば国の機関であったり道の機関とも連携をしやすくなっていく、そのような思いのもとで行政自体が小樽市としてより高まっていくこと、それが私の理念というか、目標であり考えでございます。

(「それは違うよ」と呼ぶ者あり)

○濱本委員

理念というのは、そういう個別具体的話ではないですよ。もっと何というかな、人間の心に響くような言葉、自分の小樽のまちづくり、それを実現するために組織改革をやるのだと、そういう言葉なのですよ。例えば、それはもしかしたら、簡単に言えば仏教用語かもしれない、宗教用語かもしれない、哲学用語かもしれない、そういうものですよ。市長の言っているのは、それは手段だもの。

それで、そこのところを押し問答してもしょうがないので、市長、総合計画をつくるときに、どういう工程でつくっていくかわかりますか、説明してもらえますか。

(「企画政策室主幹」と呼ぶ者あり)

いやいや、市長だって。市長だって。市長の理解を聞いているのだから、市長ですよ。

(「答弁者を選ばれるのですか」と呼ぶ者あり)

○委員長

いや、市長のお考えということで聞いております。その部分、明確に市長がお答えすべきだと私は判断しています。別にわからなければわからないで構いませんよ。

○市長

総合計画のつくり方ということですか、段取り方ということをおっしゃりたいということよろしいのですか。

(「全体の工程を考えて」と呼ぶ者あり)

全体の工程。工程をお聞きしたい。

(「はい」と呼ぶ者あり)

いや、それであれば、先ほど原部から手を挙げたときに答えればいいのかと思いますけれども。

(「いやいや、市長の理解を聞きたいのです」と呼ぶ者あり)

総合計画においては、もう既に今度の、次の総合計画に向けた段取り等が動き始めたところでございます。

私、その書面は、きょう、その御指摘を受けるという話を聞いておりませんでしたので、正確な書面はございませんけれども、まずは市民の皆様からのお声を集約したりとか、また現状の課題の分析、その他さまざまな情報をしっかりと集約しながら、その上で市民の皆様を初め議員の皆様など、その内容についてたたき台を上げて、それを少しずつ固めていく中で、将来的な小樽市の方向性であったり、または理念、ビジョン、それらを固めていく、そのような工程になっていくのかなと思います。

○濱本委員

総合計画をつくるときには、まず理念の部分があって、基本構想をつくって、基本計画をつくって、実施計画をつくってという、これが工程ですよ。そして、その作業の間に、例えば市民の意向調査、基本構想をつくるときに市民の意向調査が入ってきたり、それから職員の方々の考え方が入ってきたりして、それを錬磨して行って、最終的な実施計画に落とし込んでいくわけですよ。それは、この作業の工程というのは、ある意味、公式みたいなもので、それは組織改革にも同様なですよ。当てはまるですよ。

組織改革の担当者、私が今言ったそういう工程というのは、総合計画をつくっていくときの工程というのは、今の組織改革を行う上でも理念が必要だったり、基本構想が必要だったり、そういう工程を組んでいかないと、最終的な組織というものが成立しないということについては、私の見解についてはいかがですか。合っていますか、合っていませんか。

○総務部副参事

何と言ったらいいか、あれですけれども、合っているか合っていないかと言われたときに、それに対する回答は難しいですが。

ただ、今回、1年送ることになった原因も、やはり平成30年に総合計画、これが29年から本格的に検討していくということもありまして、総合計画の整合性も図らなければならないということも1年送る要因にはなっています。そういう意味では、総合計画の、今、委員の言われた理念、基本構想、基本計画に基づいて総合計画ができるのであれば、組織改革もそういう形で策定はしたいのですけれども、1年ずれている関係がありまして、今、スタートしている段階では、基本方針をもとに各部からの提案をもとに策定しようという形の方針というか、そういう形で決めていますので、今、濱本委員の言われた総合計画と同じ形での進み方は実は今はとっていません。ですから、合っているか合っていないかと言われたときに、答えようがないというのが事実でございます。

○濱本委員

合ってる合っていないというよりも、一つのあることを成し遂げるときの工程を組む上での考え方として、全く、例えばこの組織改革にはそぐわないという、今、私が言った考え方がそぐわないということではないですよ。それは確認させてもらってもよろしいですか。

それで、市長に、やはりこうやってきょうの報告の中で、1年先送りをしますという報告をもらったわけですよ。

でも、市長は、いいですか、今までの質問の中で、自分が主体的に考えて人を配置して云々、当然ことしの第2回定例会の総務常任委員会の日程がおくれるわけですよ。おくれるというのは、そのときに公表した日程がおくれるわけですよ。では、これを単なる原部の、原課の職員の人言うべきことなのでしょうか。

市長は、平成29年度にやると言ったことを認めたわけでしょう。違いますか。この28年6月17日の総務常任委員会資料で、ここで書いてあるタイムリミット、29年度を目途として全庁的な組織改革を実施することとしたもので

すと、これ市長認めていたわけでしょう。違いますか。

○市長

あくまで目途ですから、1年間で、早ければ1年間で、平成29年度に示したいということは話をさせていただきましたけれども、それを人員配置をして、今、担当副参事が中心で行っておりますけれども、それらの原部からのさまざまな課題等を吸い上げ、これからそれを進めるという中で、その状況等をいろいろ鑑みたときに、それについてはもう少し時間がかかるのではないかという認識に立ったところでございます。

濱本委員自身がおっしゃるように、やはり組織改革というのは非常に重要なことでございますので、この時点において焦ることなく、ある意味、それをしっかりと進めていく上で、それだけの時間的猶予が必要だということで、きょう、改めて担当より、皆様にそのスケジュールを少し延ばさせていただくということで報告をさせていただいたと、私は認識しているところでございます。

○濱本委員

これを先送りするという事は、本来、この第3回定例会の議案説明のときに言うべき、市長、最終責任者でしょう、言うべき話ではなかったのですか。そこら辺、そのあたりが市長の認識が、最終的な責任者であるのだけれども、ある部分、全然自覚が足りないのではないかなと言わざるを得ない。百歩譲って、最初のときに、常任委員会の中で原部、原課が報告しました、スケジュール、目途と、それは目途は目途でしょう。でも、それが1年先送りということになったわけですよ。そうしたら、やはり本会議のときに、総務常任委員会で報告した組織改革については、いろいろな事情があるわけで、私は事情を否定しているわけではないですから、それは御自分のお言葉でやはり言うというのが、市長のあるべき姿なのではないですか。違いますか。

○市長

きょう、改めて、今、濱本委員から今の件について、また所信表明等で、そういう大事なことについては伝えるべきではないかという御指摘、それについてはもっともだともありますので、ここにおいて私自身の表現の仕方とか、またはそのタイミング、それらについては、私自身もそれについて意識をしなければならないと思っておりますし、これを機にそれぞれの担当部でも、そのような重要性の認識のもとで、議会の当初の提案説明であったりとか、所信表明のときに、それをどのように盛り込んでいくかということも含めて意識をしていただくように私からも伝えていきたいなと思います。

○濱本委員

原部、原課に伝えるのではないですよ。あなたの覚悟ですよ、あなたの自覚ですよ。それを聞いているのですよ。後ろにいる部下の人たちに伝えるのではないですよ。あなたが議会に対して、そういう状況を部下から報告を受けたら、まず率先して伝えるということが、市長としての一番大事な姿勢ではないのですか。もう人ごとみたいに、原部、原課に伝えますと、それは私は少々違うのではないかなと思うのですけれども。違いませんか。

○市長

今の答弁で、まず私は、最初はそのことについて、私自身が意識していきますと、まず答弁をした後に、そして担当部からもそういうことを情報としていろいろと上げていただきながら、それに対しての表明、または重要度、皆様からのそれについてやはりもっと意思表示すべきだということを、やはり私なりにも把握をしながら判断していくということなので、二つ目の話としてそれをさせてもらったということでございます。

○濱本委員

ある意味、市長の答弁は饒舌で、自分のことだけ言えばいいのですよ。部下へ伝えるなんていうことまで言う必要は何もなかったのですよ。それを言うから、何か受けとめが違ってくるわけですよ。これをまたいつまでもやってもしょうがないので、これはまた後の機会にします。

◎北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議について

本会議における 9 月 16 日の一般質問で、我が会派の酒井隆行議員からの再々質問に市長がお答えになっています。これは、私がずっとこの新幹線の策定委員の話で、この議会の中で、少なくとも我が会派のほかの議員も含めて質疑を行ったものをとりあえず全部集めてみました。最初は、原部、原課の人たちの答弁で、途中から市長も答弁するようになった。その後、ことしの 1 月に副市長が、教育長から副市長になって答弁を始めた。それずっと調べていくと、相当揺れています。その場その場限りの答弁になっています。

それで、事実関係だけ確認させてください。

平成 26 年 6 月 24 日、北海道新幹線建設促進小樽期成会が提言書を中松市長に提出しました。これは事実です。

それから、27 年 2 月 12 日、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議の設置及び運営に関する要綱が決まっていました。

そして、森井市長が、27 年 4 月末に市長に就任をされて、その後、私が総務常任委員会で質問したときに、原部、原課の方は、森井市長の指示があって、要は市長の明確な意思表示があって要綱を変更した、アドバイザーという項目をつくって要綱を変更した。そしてそのアドバイザーには委員の予定だった商工会議所を入れると、明確に市長からの指示でという答弁になっていますけれども、市長、間違いありませんよね。

○市長

その時期に、担当から答弁をそのようにされたと思いますけれども、そのとおりでございます

○濱本委員

市長、そのときに、原部、原課の人はそういう答弁をして、今、認めたわけですよ。にもかかわらず、その後の市長の答弁を見ていくと、原部、原課と協議をしながらアドバイザーにと言っている。今のと合わないのですよ。

いいですか。原部、原課の方は、7 月 2 日の総務常任委員会の中で、市長からのトップダウンでアドバイザーという役職をつくったのですよ。設置要綱に入れたのですよ。そして、そのアドバイザーは誰だと言ったら、委員の予定だった商工会議所ですと、トップダウンの指示で言ったのですよ。にもかかわらず、その後の市長答弁、どこだとは言いませんけれども、市長答弁は、原部、原課と協議をしてアドバイザーを置いたという、違うではないですか。トップダウンで言ったと、指示したと言っているのに、こっちでは協議して、それで合議で決めたみたいな話になっているではないですか。おかしくないですか。協議して決めたのとトップダウンでアドバイザーを設置しなさいと言ったのは、意味が違うではないですか。

時系列的に言うと、このとき、総務常任委員会には市長は出ていませんでしたよ、原部、原課の答弁でしたよ。その答弁の中では、市長の指示があったから、間違いなくトップダウンですよ、アドバイザーという役職を設置要綱の中に入れて、さらにそこは委員で入っていた商工会議所を入れなさいという指示あったと言っているのですよ。にもかかわらず、その後になって、自分は、市長はですよ、どこの答弁かは別としても、原部、原課と協議をしてアドバイザーという項目をつくったという、うそを言っていることになるではないですか。違いますか。

だって、今、間違いなく自分が指示をして要綱の変更をかけて、さらにその役職、その役職を担う人は、もともと委員でいた商工会議所をアドバイザーに入れるということを指示したと言ったではないですか。にもかかわらず、その後になったら、いや、協議しましたと、原部、原課と協議してやりましたという、そういう答弁しているのですよ。答弁ずれていませんか。

○市長

全くずれているとは思っておりません。私自身、そのアドバイザーという仕組みを最初からわかっていたわけではございませんし、その委員の策定に伴ってさまざまな協議をした結果、そのような手法も含めて取り組むことになって、それを最終的に私はそれでいきましょうということで判断しましたので、担当からはそれを私の指示でというふうに答弁されたのかなと思いますが、協議はしております。

○濱本委員

7月2日に、いいですか、新幹線・高速道路推進室主幹は、今年度、新体制になりまして、進め方について市長と協議をしていった中で、確かに協議と書いている。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

アドバイザーが適切ではないかという御指示をいただきましたので、それに基づき改定していますという。指示したのでしょうか。

（「だから、そうです」と呼ぶ者あり）

指示したのでしょうか。

（「だから、協議を経て」と呼ぶ者あり）

いやいや、協議は指示に当たらないでしょう。協議した上で合意したというならわかるけれども、指示したと書いてあるのですよ。

（「だから、指示したのです。協議した。何を御指摘されているのかわからない」と呼ぶ者あり）

（「委員を外して、アドバイザーとかをできるかというのを協議してきたけれども、結果、それで、そういう話になったから指示した」と呼ぶ者あり）

いやいや、解説しなくてもいい。要は、これをずっと見ていくと、明らかに、明らかに市長は原部、原課に対して指示をして、アドバイザーを設置したのですよ。

（「そう、最終的にそうですよ」と呼ぶ者あり）

いや、最終的にではない。最初からそうなのですよ。

では、原部、原課で、アドバイザーの設置については、市長からの指示ではなくて、原部、原課からの発案でアドバイザーという話になったのですか。

○市長

アドバイザーという仕組みのものを私は最初からわかっていたわけではありません。ですから、さまざまな協議をしていく中で、原部からそういうアドバイザーという役職であったり手法とかもあるということ、話を聞いた上で、最終的に私がそれを指示したということですから、協議の上で、その仕組みも含めて政策判断をさせていただいたということでございます。

○濱本委員

別な答弁で、新市長になりましてから、再度、方針などをどうなるかということをお打ち合わせした中で、商工会議所に対する取り扱い、アドバイザーのほうがいいという御指示をいただいたことになっておりますと書いてあるの。指示したのでしょうか、アドバイザーがいいと。

（「指示してますよ」と呼ぶ者あり）

だから、アドバイザーという役職を要綱の中に盛り込む、そもそもが誰かの発案があったのだということをおっしゃっているわけですよ。原部、原課からあったのですかと。

だから、市長はいいのよ。原部、原課、そういう市長からの、いいですか、市長からの申し入れではなくて、自分たちから市長に発案をして、アドバイザーがいいのではないかということになったのですか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

この件に関しましては、当初、委員も御承知のとおり、要綱では委員として商工会議所に参画をしていただくということで進んでおりましたので、その旨を市長に説明をしました。その結果、委員としてではなくという、委員というのが、そのときに市長としては委員ではなくというようなお話があったと思います。それで、そのときに、では、どういう立場があるのだろうかということで、例えばオブザーバーだとか、アドバイザーだとか、いろいろな確かに役職は名前としてはあることはあると、それはどちらから発案したかというのは、正直、記憶にはないで

すけれども、そういった話を協議は一応しました。その結果として、最終的に商工会議所にはアドバイザーとして参画していただくようにしたいという意思表示がありましたので、今のままの要綱ではアドバイザーという役職がないものですから、それですアドバイザーとしてお願いするに当たっても、要綱を改定しないことには、そういう役職がないものをお願いするわけにいかないものですから、要綱を改定したという経過でございます。

ですから、協議という意味では、話し合いといいますか、協議はしております。した結果は、あくまでも、当然、最終判断といいますか、それは上司である市長が判断をしたという結果でございます。

○市長

今の話にしつづけ加えさせていただきますけれども、私は従来から、何度も話をしておりますが、多くの方々にまちづくりであったり、市の審議会等に市民の皆様多くの方々に参画いただきたいという思いを持って、その話を、新幹線に限らずですけれども、させていただいているところでございます。

その中で、私は、新幹線の策定委員については、一旦全てを見直したいということから始まっているところでございます。そのような中で、商工会議所では、前市政のときに提言書というものを既に提出をされている、つまりは商工会議所としてのお考えや思いというのは、その提言書に対してかなり組み込まれているだろうと私なりに判断をしたところでございます。ですので、私は、多くの委員の方々、それぞれの組織に限らず、たくさんの方々に御参画いただく中で、商工会議所としての思いとしては、そういう形でも組み入れられるだろうという思いから、結果的に、それを説明したりとか、または商工会議所の思いとかを専門的な視点も含めてお伝えできる、そのようなアドバイザーという仕組みの中で、それを果たせるのではないかという考え方のもとでそのように進め、指示をさせていただいたところでございます。その過程においては、さまざま協議は行ってきておりますので、協議を経て、そのような判断に至ったところでございます。

○濱本委員

そうなる、9月16日の一般質問のときの再々質問に対する森井市長の答弁は、いつの時点でこの認識を持ったのかという話になるわけですよ。いいですか。この話をいつの時点で持ったのか。昨年の要綱改定の時点から持っているのであれば、やはりこれをきちんと表現しなければだめですよ。

二つあわせて聞きます。

市長は、うちの会派の酒井隆行議員からの再々質問の答弁に対して、商工会議所に対する認識を答えていますよ。これをいつから、こういう認識をいつから持ったのか、それをまずお答えください。

次に、副市長においては、これをいつの時点で、市長のこういう認識をいつの時点で知ったのか、本会議場で知ったのか、もっとそれ以前に知っていたのか、それをはっきりさせてください。

もしこの認識を、この定例会以前に市長と共有していたとすれば、今までの答弁が合っていないわけですよ。その2点だけ確認させてください。

○市長

まず、その考えについていつなのか、はっきりと明確にこのときということを、振り返ったときに100%の明言できませんが、改めて振り返って思うのは、こちらから、そのアドバイザーのことも含めて商工会議所に提言させていただいたときに、それを受け入れないというお返事をいただいたときが、多分そういうふう思った一番のときかなというふうに思っておりますので、昨年の、その申し入れたときですから、何月、ごめんなさい、具体的な日までは明確にはわからないですけれども、5月ないし6月あたりなのかなと、振り返ったらそのような時期ではないかなというふうに思います。

○副市長

まず、再々質問に対する市長の答弁の内容を市長と共有したのですか、いつの時点でということであれば、市長がその答弁をした後です。初めて市長が、その考え方を議会の中で表明したということです。

ただ、私とすれば、それまで商工会議所と何度か折衝しておりまして、その答弁の中でも、市長の基本的には市民参加の意向があるということ、それからさまざまな審議会、委員会などの委員に対しても、特定の人がいろいろなところに入っている、そういうことを商工会議所にも説明しながら、できるだけ多くの市民参加、そういう考え方については私からも商工会議所に進めておりましたので、基本的な考え方は私としても市長の考え方は理解してきたつもりですが、私とすれば、商工会議所は商工会議所なりの考え方がございますし、意向もございます。市長は、市長の考え方もあり意向もありますので、双方の接点をどうやって見出していか、その方向で商工会議所と折衝をしていたという経過でございます。

○濱本委員

市長は、要は、要綱を変更してアドバイザーという職をつくって、そこに商工会議所を委員ではなくてアドバイザーに入れる、そのときにもうこの今回の市長の再々質問に対する答弁の中での認識は、自分の気持ちの中ではあったというふうに今言ったわけですよ。

それからもう一つは、副市長も、明確にあの本会議場で、しんしゃくは、それまでのいろいろな中でそういう思いを持っているかもしれないなというぐらいのところまでは理解をしているけれども、明確なふうには、はっきり聞いたことはなかったという。

そういうことを前提に、これまでの市長、副市長の答弁を精査させてもらって、また改めて別な機会に質問をさせてもらいたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

この際、参考人が入室されますので、少々お待ちください。

(参考人入室)

参考人におかれましては、お忙しい中にもかかわらず当委員会に御出席いただき誠にありがとうございます。委員会を代表し、お礼を申し上げます。

本日は、委員からの質問に対し、忌憚のない御意見を述べていただきますようよろしくお願いいたします。

公明党に移します。

○齊藤委員

◎平成27年6月1日付管理職人事総務部案について

本日は、平成27年6月1日付人事の総務部案を市長が受け取ったのが平成27年4月28日だというのが、市長の記憶違いだということを明確にするため、質問をさせていただきます。

まず、迫俊哉参考人には、御多忙のところ御出席をいただきありがとうございます。

迫参考人に伺いますが、平成27年6月1日付の管理職の人事異動について、当時の総務部長として伺います。

森井秀明氏が市長選に当選されて、市長就任直前の4月28日、迫参考人は森井秀明氏と面談をされましたか。

○迫参考人

4月28日は面談をいたしました。

○齊藤委員

その時刻と場所、目的などは何でしたでしょうか。

○迫参考人

面談の時間、それから場所、それから目的についてお答えをさせていただきたいと思います。

私、手帳に記録をしてございますけれども、当時の手帳を見ますと、4月28日午前10時に、本館の2階でございます市長応接室で面談を行ったものでございます。

目的につきましては、先日来、この人事のお話をされているようですけれども、大きな目的は、4月30日に初登庁をいたしますので、その際の初登庁にかかわるセレモニー、職員が出迎えたり花束をやるわけですから、そういったセレモニーの打ち合わせをした、それから議場での挨拶がございますから、議場での挨拶は市長が用意するのか、私どもが用意するのか、そういった確認もございましたからそういうことで、その後には部長会議、記者会見と続きましたので、4月30日一日のスケジュールの内容を確認するというのが一番大きな目的でございました。

それから次に、5月になりまして、5月には臨時会がございましたから、臨時会にかかわるスケジュール、それから6月には第2回定例会がございますので、第2回定例会補正予算にかかわるスケジュールについて、それからこの前にも答弁させていただきましたけれども、各部の懸案事項がございましたので、各部からの懸案事項をレクチャーする場面というのを何日か設けておりましたので、そういったスケジュールについて説明をさせていただきました。

それから、3点目でございますけれども、5月のそういった過密なスケジュールの中にあっても、臨時会が予定されておりますので、副市長の人選が急がれます、それから幹部職の人事の配置についても作業が急がれます、そういったことをお話することを目的として、4月28日、午前10時に面談をさせていただいたという経過でございます。

○齊藤委員

所要時間は何分ぐらいで、また、そのときに同席者はおられたかをお願いします。

○迫参考人

4月28日の午前10時に面談を行いましたけれども、所要時間については、正直余り記憶をしてございません。1時間程度だったのではないかなと思っております。

それから、同席者についてでございますけれども、今答弁申し上げましたとおり、市長との面談の目的が、一つには4月30日の初登庁のセレモニーなんかもございますので、秘書課長を同席させました。それからもう一つは、議会日程の関係もございましたので、総務課長を同席させまして、私を含めて3名で面談を行ったという記憶がございます。

○齊藤委員

迫参考人に伺いますが、このときに6月1日付の人事の件についてはどんなことを話されたのか。それからその説明に対して森井氏から、まだ就任前なので云々といったような反応があったかどうかをお答えいただきたいと思っております。

○迫参考人

人事の件についてどのようなことを話をされたかということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、あくまでも目的はスケジュールの確認でございますので、人事のお話につきましては、先ほど申し上げたとおり、副市長の人選が急がれますよということと幹部職員の人事編成が急がれますよと、その2点の話をさせていただいたところでございます。

就任前ですからという反応については、特になかったと思っておりますけれども、それらについては、はい、わかりましたという御返事があったかというふうに思っております。

○齊藤委員

それでは、その打ち合わせの折に、6月1日付の管理職人事異動の総務部案は、総務部長として持参をされておりましたか。

○迫参考人

前回もお答えさせていただきましたけれども、あくまでも今回のこの4月28日の目的というのは、スケジュールを確認するというのが一番の目的でございましたし、そのこともございまして市長に人事案をお示したのは、4

月30日の就任後だと記憶しておりますので、4月28日の面談の際には人事案については持参していないというふうに記憶しているところでございます。

○齊藤委員

それでは、森井市長に伺いますが、市長が茶封筒に入った総務部案を一方的に渡されたというのは、このときのことでしょうか。

○市長

この市長応接室のということですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そのときではございません。

そのときにおいては、副市長の件とかには打合わせはしておりませんので、私が恐縮ですが、記憶が、場所についてまでは覚えていないという表現をしましたが、この場ではなく、別な機会でございます。そのときには、私、なぜこのような話をさせてもらったかという、先日、参考人が来られたときに、4月28日に副市長の件、それについて打ち合わせ等をしたということで御説明ありましたけれども、その話を受けて私が思い出したのは、副市長の件について具体的に話ができたというのは、参考人とは1回でございます。私は、そのときに副市長の件については、私でございますと。私を副市長として選任してくださいという話を受けました。そのときに、それにあわせて茶封筒を持ってこられて、その茶封筒に私の名前は入っておりませんからということで話を受けたところでございます。私は、そのときの衝撃が非常に忘れられない状況でございます。それを先日の総務常任委員会のときに、参考人が副市長の件というお話を受けたときに、それを改めて思い出したところでございます。ただ、その件については、先ほどの市長応接室においてのやりとりの中ではございません。

○齊藤委員

市長応接室においては、今のような話がなくて、違う場面が、その同じ4月28日にあったというふうに森井市長は主張をされているわけですか。

改めて迫参考人に伺いますが、その際、その際というのは、28日、市長応接での午前10時のとき、その総務部作成の人事案とかを茶封筒に入れて、森井秀明氏に示して、目を通してくれとか言って渡そうとしたということはありませんか。

○迫参考人

先ほども申し上げましたけれども、少なくとも人事案件ですから、一方的に渡すなどということは基本的に考えられません。人事案の書式もございますから、例えば左側には旧の体制になっています、右側には新の体制になっています、そういったことを説明してお渡しするのが筋ですから、一方的に袋に入れて渡すなどということは基本的には考えられないと思っております。

それから、4月28日ですけれども、私は、森井市長を迎えるだけではありません、立場的には。中松市長を送るという行事もありましたから、4月28日の午前10時に森井市長にお会いした後に、私が外に出ていくという合理的な理由はないと思っております。

○齊藤委員

先ほど、森井市長、今、同じ4月28日に、具体的に私でございますという、副市長のことについてのそういう発言を今されましたけれども、その茶封筒の中の名前には私の名前は入っておりませんという、それはどういうことなのか、いつ、その市長応接室ではないとしたら、いつのことを言っているのですか。

○市長

恐縮ですけれども、そのタイミング、場所、その点についてははっきりとした記憶がないので大変恐縮ですけれども、しかしながら、私としては非常に衝撃的な出来事だったのです。私は、先日の総務常任委員会でも参考人が

話されている中で、改めてその記憶をさかのぼって、いろいろと私なりに思い出したところがございますけれども、その人事案、人事案というよりも、私は副市長の件についてということで、私は副市長としての、副市長の件についてのやりとり、それを一番明確に思い出したところでありますが、その参考人自身が、私に副市長の件でお話をしたのは、自分自身が副市長として調整してあります、その話から始まっております。その副市長の話の流れの中で、いわゆる人事案というものを渡されて、その中に私が副市長として今進めているので、この中には私の名前は入っていませんからということで人事案を渡されておりますから、だからそのときには中身を私は見ておりませんでしたし、それを先日総務常任委員会の中で参考人自身がお話をされたように、副市長の件について打ち合わせをしたわけですから、そのことについて触れられたのだと思っております。

ただ、その市長応接室におけるやりとりにおきましては、それこそ当時の総務課長等にも話をしていますけれども、副市長の件において、その応接室でやりとりをしたということはありませんので、その後、どの段階で、いわゆる帰り際だったのか、その後、どの場所だったのか、そのあたりまでは、申しわけないですが、明確に覚えておりませんが、私はやはり人事案というのは、本来、就任して、私初めて入るわけですから、やはりこれから人事についてはどうしますかというところから入るものだという認識を持っていたところがございますが、私はもう最初から副市長の件等を含めて、あわせて人事案を事前に提示をされたということで、非常に就任のときにショックの大きかった出来事として記憶にありますので、そのような提示の仕方をされ、副市長の件について話をされたということですから、それは私は就任前の 4 月 28 日だったというふうに記憶をしているところでございます。

(「今、就任のときに衝撃だったと。何で 28 日」と呼ぶ者あり)

○齊藤委員

今、非常に衝撃を受けたという市長の発言ですが、それが 4 月 28 日だという、そういうことが、衝撃を受けるような副市長についての、迫参考人からそういう総務部長としてのそういう話をされたということがもし事実だとし、4 月 28 日だったということは、どうして 28 日だったと思うのですか。

○市長

これについては、先日の委員会のときにも話をしたかと思うのですが、私自身は、就任前に人事案を出されることそのものについては、非常にショックの大きい出来事ではございましたので、やはりなぜこの時期にこれを提案するのかという疑問をずっと抱えていたところがございます。ですので、4 月 30 日以降ではございませんので、以前に受け取ったという、私自身の記憶の中においてそのように話をさせていただいたところがございます。その中で、消去法でということで、齊藤陽一良委員からそんなことはないだろうと言われましたけれども、29 日の祝日ではなかったかと思えます。また、27 日もございません。ですので、たしか私の記憶では 28 日であったのではないかとということで、先日も説明をさせていただいたところがございます。

○齊藤委員

結局は消去法なのですね。

迫参考人にもう一度伺いますが、4 月 28 日には、市長応接室での打ち合わせ、先ほど伺いました。それ以外のときに、4 月 28 日に、それ以外の場面で、市役所の内外を問わず、森井氏と面談をされたということはありませんか。

○迫参考人

市長の任期が、4 月 29 日で中松市長の任期が終わりますので、就任前といいますと 4 月 27 日、28 日、2 日しかございません。27 日には、私は会っておりませんし、28 日は、先ほど言いましたとおり午前 10 時にお会いをしました。その後、私は職員懲戒審査委員会ですとか、中松市長を送る部長会議などもございましたから、外に出て歩く時間的な余裕もございませんし、既に日程等の説明も終わっておりますので、それ以外に会う合理的な理由はないということがございます。

○齊藤委員

もう一つ、迫参考人に伺いますが、今、市長から、副市長についてのやりとり、その茶封筒を渡しながら、副市長は私だと、そのことは人事案の中には入っていないみたいなことの発言、やりとりというのは、そのときはまだ森井市長ではないですけれども、森井秀明氏とやりとりが 4 月 28 日にあったのかどうなのかという点についてはいかがでしょうか。

○迫参考人

何回も申し上げますけれども、4 月 28 日については、人事の内容については話しておりません。ですから、4 月 30 日以降の、就任以降に人事の話をさせていただいております。

そのときに、一応人事案を市長に示しましたけれども、これはあくまでも中松体制でつくった人事案です。私の名前がありませんから、当然、副市長の候補にはなっております、そういう前提でつくっております。ですから、これについて御意見をいただきたいということで話はさせていただいた記憶はございますけれども、私になりますなんていう話とはとても僭越でできるような話ではございません。

○齊藤委員

まさにそのとおりだと思います。

森井市長にもう一度伺いますが、この 4 月 28 日については、今、迫参考人から以上のような経緯が明確に、明らかにされましたが、4 月 28 日に、いわゆる人事案の入った茶封筒を渡されたというのは、市長の記憶違いということではありませんか。

○市長

全くそのようには思っておりません。

今の説明でも、中松市政時代につくった人事案ですからという説明は受けてはおりません。あくまでこの人事案を進めたいと思っているので、目を通しておいてください、それが私が受けた説明でございますから、そこに認識のずれはまずあると思っております。

また、何度も先ほど来から話をしておりますように、私は、人事案というのは、就任してから、ある意味一からというか、新しく市長についたわけですから、そこから始まるものだと私自身は認識をしておりましたけれども、そのように就任前にそのようなアプローチがあったことにおける戸惑い、ショック、それ自体をやはり忘れることができない気持ちとして残っているところがございますので、ですから、恐縮ですが、その場面とかその場というのまでは、今お示することはできませんが、私自身はその記憶にのっとなって話をさせていただいているところがございます。

○齊藤委員

確認いたしますが、今の迫参考人のお話では、いわゆる午前 10 時からの市長応接室での打ち合わせの場面には、他に当時の総務課長、それから当時の秘書課長も同席をしていたと、その場面での茶封筒の受け渡しみたいな、あるいはその副市長の話というのはなかったと、市長もおっしゃっているわけですね。

だとすれば、その市長応接室を出てから、廊下とか、そういった別の場所でそういう受け渡し、あるいはそういう話が、廊下の立ち話みたいな、あるいは玄関とか、そういったところでそういう話はあるものですか、普通。市長応接室で、きちんとしたところで話をしないで、部屋を出てから、廊下の立ち話でそんな大事なことが話されるというのは、普通、常識では考えられないのですが、市長はそういうふうにおっしゃっているのですか。

○市長

先ほど来から言っておりますが、その場所とかまでは明確に思い出せない部分もありますけれども、私はそのやりとりにおいては非公式の場面だったと認識をしております。つまり、市長応接室において、秘書課長、総務課長同席のもとで行ったことではございません。対面で、二人でのやりとりでございますから、その場面ではござい

せん。

しかしながら、その後、どの部屋であったのか、どの場面だったのか、立ち話ではなかったと思いますけれども、そのような機会があって、そのようなやりとりがあったということでございます。

○齊藤委員

28日という、その場所がよく記憶が定かではない割には、消去法かもしれませんが、4月28日というのは、なぜそんなに明確、どうしても28日だとなるわけですか。

○市長

だから、何度も話をしますけれども、就任前にそれを渡されたことに対してのショック、衝撃というのは非常に大きいものです。ですから、それが就任前というのは、私、26日に当選をしておりますから、しかも確定したのは夜かなり遅い時間でございますので、それ以降、27日、28日、29日、この3日間しかありませんので、その3日間のうちのどちらかだということは間違いないとは思いますが、それを改めて振り返ったときに、29日は祝日であったということ、さらに27日にはお会いしていないのは確かだと思いますので、多分28日ではなかったかということで、消去法ではというお話ありましたけれども、それで改めてその日ではないかというふうに認識をしているところでございます。

○齊藤委員

28日だと市長が主張される根拠というのは、その就任前だったというインパクト、印象が強かったという、唯一そのことだけなわけですね。ほかはもう消去法しかない、この日ではない、この日ではない、では28日だろうと、そういうことしかないわけですね。わかりました。

まず、そういうこととして、次に進めたいと思います。

迫参考人が、総務部作成の管理職人事案を森井氏に手渡したのは、改めて伺いますが、いつですか。

○迫参考人

これは、前回の参考人としての答弁の中でもお答えさせていただいておりますけれども、4月30日の初登庁以降ということで記憶はしてございます。詳細な時間等については、不明でございます。

○齊藤委員

その人事案を渡された場面で、同席者というのはおられましたか。

それから、手渡したその人事案というのは、茶封筒に入っていましたか。

それから、このとき森井氏は、そのときはもう市長ですけれども、森井市長は受け取りを拒むとかということがあったのでしょうか。

○迫参考人

4月30日だとしたらということになると思うのですが、私の記憶としてはそういうことになるのですが、人事案件ですから、基本的には同席者はいなかったと記憶しております。

市長に内容をお示した上で、差し上げたと言っています。裸では渡していないと思っておりますので、何らかの封筒には入っていたのでしょうか、茶色の封筒だったかどうかは記憶にはございません。

それからもう一つは……

(「拒んだかどうか」と呼ぶ者あり)

いや、それはお受け取りになられたと思っております。私、持ち帰った記憶がございませんので、お受け取りになられたのだというふうに思っております。

○齊藤委員

このとき、市長の本会議等での答弁によりますと、この受け渡しのときに、市長から、職員全員分の人事評価、評価書の提出を求めたというふうに市長が答弁されておりますが、迫参考人が市長からこういった評価書の提出を求

められたということはありませんか。

それから、それは人事案を手渡した後なのか、手渡す前でしょうか。

○迫参考人

人事評価を求められたかどうかということでございますけれども、その人事評価はやっておりませんから、当時、試行の段階でしたから、私としては人事評価と、評価書と言っている意味は、内申書だと自分としては受けとめたところでございます。それについては、人事案をお渡ししておりましたから、見せるとか見せないとかではなくて、人事協議に入った時点で内申書を参考に人事協議が進められると思っておりましたので、そのときには明確な回答はしなかったと思ってございます。

時期につきましては、人事案を示したときに、ではそういったものはないのかというふうに言われた記憶がありますので、前でも後でもなく、多分同時ではなかったのかなど記憶しております。

○齊藤委員

それでは、市長に改めて伺いたいと思いますが、9月21日の予算特別委員会、私の質問に対して市長は、8月9日の総務常任委員会での迫参考人の発言などを、きょうもおっしゃっていましたが、聞いていて、自分でもいろいろ記憶をたどったと、振り返って思い出してみたら、4月28日、就任前の、人事が急がれるという話をされて茶封筒を渡されたのだというふうに答弁をされていましたが、市長が4月28日に受け取ったと思いはじめたのは、いつごろからでしょうか。8月中に、総務常任委員会が8月9日にありましたから、8月中なのか、9月になってからなのか、そういう記憶をたどって4月28日だと思ったのがいつから、いつですか。

○市長

私自身も、日がたっておりますから、その件については、しばらくそのことについて考えることはなかったですけども、改めて参考人としてこの場に呼ばれて、その答弁というか、齊藤陽一良委員から参考人に対していろいろお聞きになられている中で、そのときのことを振り返りながら改めて思い返したというところでございます。

それと、私自身も何度も話をさせていただいておりますけれども、今のやりとりの中でもそうですが、私自身、就任した直後に評価書を、評価にかかわるものを、職員の評価に関するものは全て出してほしいとお願いをしたのは、事前に人事案のやはり渡されるということがあって、これも何度も答弁させてもらっておりますが、やはり職員自体が、どういう職員がいるのかということと私自身が把握をしなければならない、そうしなければやはりきちんと人事において責任を持って対応することができないだろう。これも今までも話をさせていただきましたけれども、それを事前に渡されたことによって、すぐにでもそれが必要だという認識を持ったことによって、就任直後に、4月30日にそれを全員分出して下さいとお願いをしたというところでございます。その認識そのものは、私としては間違いはありません。ですから、全部の評価書を出すというのは、そういう目的でお願いをしたというところでございます。

○齊藤委員

先ほどの私の質問に、市長、最終的にぼやかして答えなかったのですが、8月中ですか、9月になってからですかと聞いたのですが、どちらですか。

○市長

ですから、その委員会のやりとりをしたときでございますから、そのときから思い返すようになったということで、8月の……

(「9日です」と呼ぶ者あり)

9日でしたか。その日からでございます。

○齊藤委員

市長の記憶は、今、この現時点でも4月28日に受け取ったという点は変わりませんか。

○市長

あくまでも私の記憶の中ではありますけれども、そのように認識をしているところでございますので、変わりはありません。

○斉藤委員

それでは、コンプライアンス推進室に伺いたいと思います。

今回、資料を出していただいておりますが、公益通報を受理されたのは何日ですか。

○（総務）コンプライアンス推進室長

8月29日に受け付けしております。

○斉藤委員

通報の日付は出していただいている、8月24日ですが、この日にちのずれというのはどういうことだったのか。それから内容について、先日の予算特別委員会のために調査されないという決定をされた理由、それから具体的にどの部分が事実と異なる、この通報の内容の文言のどの部分が事実と異なるのかをお示しいただきたいと思います。

○（総務）コンプライアンス推進室長

本通報書は、小樽市役所内コンプライアンス委員会宛てに郵送されたものでありますが、封筒に押印された郵便局の受付印は8月26日となっており、小樽市役所に着いたのは8月29日でございます。

それから、調査をしない理由につきましては、通報対象事実の存在が確認または類推することができないため、その理由としまして3点ございますけれども、一つには、小樽市公益（目的）通報書に証拠書類等の有無についての記載がなく、証拠書類等の添付もないこと、二つ目に、コンプライアンス委員会において、平成28年8月9日の総務常任委員会の反訳メモを確認したが、通報書に記載されている事実は見受けられなかったこと、3点目が、通報者が匿名であり、証拠書類等の提出について連絡することができないこと、この3点をもってそういう決定をしております。

通報書でございますどの部分がという御質問ですが、内容の4行目になります「平成28年8月9日の総務常任委員会に於いて、通報対象者の方の発言に重大な事実がある」と考える。それは、6月の人事案について平成27年4月28日に森井氏に提示したという事である。この時、森井氏は初登庁前であり、4月29日までは市長はまだ中松義治氏という事になる。したがってこの時点では、森井氏は一市民であり、その様な者に通報対象者の方は当時「職員が知り得た秘密」を露呈したことになる」この今読み上げた文が、反訳メモの中に、この事実を裏づける内容がございませんでしたので、そういった事実はないという、そういう判断となっております。

○斉藤委員

8月9日の時点では、市長は就任後に受け取ったという立場だったのですね。就任後に受け取ったという答弁をされています。だから、これは、ここに書いてある文言は事実と異なるのですが、今、市長は4月28日に受け取ったと盛んに現時点でおっしゃっているのです。そういう記憶がよみがえってきたということになれば、この通報事実というのは、事実と異なるということになりますか。

○（総務）コンプライアンス推進室長

今、正確に質問を聞き取りできなかったのですが、この事実が違うというのは、先ほど申し上げました反訳メモを読み返したところ、この4月28日に人事案を当時の森井氏に提示したという事実が反訳メモの中になかったということですが、その答弁でよろしかったでしょうか。

○斉藤委員

だから、その時点では、市長は就任後にということは、今というか、ずっと言い続けてきたのです、市長は。本会議答弁でも、4月30日に受け取ったとかおっしゃっていますから。この8月9日の時点でも、就任後の4月30日に受け取ったという立場で答弁されていますから、反訳メモには4月30日以降となっているはずですよ。ですから、

この事実とは異なるのですけれども、現時点で、市長は28日だと言ってしまうわけですから、そうだとすれば、この公益（目的）通報書の記載の事実というのは、事実と異なるということにはならなくなってしまうのではないですかということを知っているのです。

○（総務）コンプライアンス推進室長

大変失礼いたしました。公益（目的）通報につきましては、こちら出されているものについて審査を行っておりまして、この以降に出てきた、これ以外の事実、現在、市長の答弁が変わっているといったことを、この通報書の審査の中に盛り込むことはしないという方針でございます。

○齊藤委員

あくまでも、コンプライアンス委員会としては、既にある事実を材料にして判断したということですね。わかりました。それはそれで結構です。

この通報の概要、方針等について、市長に報告を、対応方針等について市長に報告をされたのはいつですか。

○（総務）コンプライアンス推進室長

9月12日でございます。

○齊藤委員

市長に伺います。

市長が、御自身で記憶を振り返られた際に、この9月12日に報告を受けたというこの公益通報の内容について思い当たる、あっ、そうだったなというような思い当たる節はありましたか。

○市長

ですから、前にもたしか答弁させていただいたと思いますけれども、総務常任委員会における齊藤委員と参考人とのやりとり、その場面であったりとか、またそのように報告を受けた内容を見て、改めてその28日ということをして過去にさかのぼって思い出したということで話をしたかというふうに思います。

○齊藤委員

市長は、これまで、今回、コンプライアンス委員会が通報事実について調査をしない理由として挙げている、今おっしゃったように、総務部案については就任直後、または4月30日に受け取ったとずっと答弁をしてこられました。就任前の4月28日と考えるようになったのは、今回の通報に影響を受けた、あるいは逆に今回の通報に合わせようとしたということではないですか。

○市長

何回も同じことを答弁して恐縮ですけれども、最初にそのことを思い返したのは、総務常任委員会において齊藤陽一良委員が参考人とやりとりをされたとき、そのときに最初に振り返ったときでございます。

○齊藤委員

市長は、8月9日の総務常任委員会の際の参考人と私のやりとりというようなものを聞いた以後は、4月28日に受け取っていたのだと記憶がよみがえってきていたということですね。

市長は、コンプライアンス推進室から、今回の通報について報告を受けた時点、9月12日においては、既に4月28日に受け取ったのだということは、そういう可能性はあるというふうに確信というか、持つに至ったということなのですね。確認です。

○市長

大体そのような流れかなというふうに思います。

○齊藤委員

それであれば、4月28日に、最終的に事実かどうかはわかりませんよ。現時点で市長がそう思っているということですから、4月28日に受け取ったのであれば、9月14日の私の本会議場の一般質問に対して、「私としまし

ては、人事は重要な案件と認識をし、任命権者として責任を持って行うためには、組織の状況や職員の適性等をできる限り把握しなければならないと思っておりましたので、4月30日に人事案を受け取った際」云々という答弁をされているのです。市長は、内心では、もう既にこのとき、4月28日に受け取ったと思っているわけですよ。思っているにもかかわらず、4月30日に受け取ったと、本会議で答弁しているわけですよ。明らかにこれ虚偽答弁ではないですか。

再質問に、私が正式にとつけ加えたのは、何ですかと聞いたのです。もしかしたらこれは、4月28日というのが表面化したら、仮に、先に、正式には30日だけれども、先に、28日に仮に受け取っていましたよみたいな言いわけするためのごまかしだったのですか。

さらに再々質問で、正式にと、なぜ正式になんてという言葉をつけたのですかと言ったら、正式にという、「その日にもらったので正式にと言っただけでありますけれども、正式に受け取りました」としどろもどろになって何を言っているのかわからない答弁をされましたよね。まさにしどろもどろなのですが、念頭にあるのは4月28日のことなのですよ。これには、28日ということはおくびにも出さない、一言も触れないで、虚偽答弁を言い続けたのではないですか、9月14日、本会議場で。不誠実極まりない虚偽答弁ですよ、これ。私に対して、本会議場で数々うそをついたことになるのですよ。9月21日の、それから今のこの委員会における答弁と全く整合性とれませんよ。あの9月14日の一般質問の本会議の市長の答弁、あれ何だったのだということになりますよ。正式に陳謝をして、9月14日当時、平成27年4月28日に受け取ったことが念頭にありましたと、そういう念頭にあったこと的事实を踏まえた上で、正確な正しい答弁を、誠実な答弁をやり直してください。あの答弁を訂正しなかったら、本会議場でうそをついたことになるのですよ。

(「今うそついているかもしれない」と呼ぶ者あり)

○市長

私はそうは思っておりません。そのときに、正式に受け取ったのは4月30日でございますから、それはその事実をお伝えしたということで、別に虚偽答弁には当たらないと思っております。

あくまでも、その就任前にいただいたのは非公式な場面でございますから、公の場で正式ではないことを表明するのも私なりにいろいろ悩んだところでございますけれども……

(「でたらめだよ、それ」と呼ぶ者あり)

斉藤陽一良委員から一つ一つ細かい御指摘をいただいていく中で、それについてどうなのだというお話の中で、それについて改めて話をさせていただいたというところでございますので、決して虚偽答弁だというふうには思っておりません。

○斉藤委員

今、市長はいろいろなことを、この後に及んでもいろいろなことをおっしゃいました。

最終的な事実として、私は、市長が4月28日に受け取った云々は全く合理性がないと思いますよ。全く真実がないと私は思っていますが、市長は、自分の頭の中では4月28日だと思いつつ、9月14日の一般質問の時点では、本会議場で4月30日に受け取ったと言っているのですよ。これは動かしがたいです。

おまけに、正式とは何だといろいろ聞いたら、いや、正式に受け取りましたと、その日にもらったから正式に受け取りましたみたいな全く、要するに念頭にあることを言わないで、不誠実極まりない虚偽ですよ、まさに。正式とは何だと聞いたら、いや、その前にももしかしたら受け取っていたかもしれませんが、30日以降に正式に受け取りましたみたいなことを言うのだったらまだしも、28日の二の字もないのですよ。事前に受け取ったとも、受け取った可能性があるとも、少し念頭にそういう記憶があるのですみたいなことも何も言わないのですよ。私が、あえて正式にと何でつけ加えたのですかとわざわざ聞いているのにもかかわらず、市長はしらを切ったのですよ、本会議場で。あれは絶対虚偽答弁です。許されません。どんな言いわけしても虚偽答弁です。陳謝と本会議答弁の

訂正を求めます。これやらなかったら、もう本会議を侮辱していることですよ。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

濱本委員。

○濱本委員

まず一つは、相当、斉藤委員の質問が本会議場での答弁を前提に今質問されています。

この総務常任委員会は、質問者だけの総務常任委員会ではなくて、ここにいる委員全員が同じ情報を共有しながら質問者、答弁者の話を聞かなければならない。そういう意味では、斉藤委員のおっしゃっていることの反訳メモなりなんなり、それをいただかないと、我々としては全然何もよくわからないという状況になりつつあるので、その点について委員長のお取り計らいをお願いしたいと思います。

○委員長

それでは、今、濱本委員から御指摘があった見解、本会議での議事録、その部分を精査させ、皆様方のお手元にお届けし、議事をまた進めたいと思います。

そのために、暫時休憩いたし、再開時刻は追ってお知らせいたします。

休憩 午後 6 時55分

再開 午後 9 時22分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩前にありました濱本委員からの議事進行に対し、別紙、お手元に配付のとおり、総務部職員課作成の総務部人事案の受け取り日に関する市長答弁等を記したメモを用意いたしましたことで、濱本委員からの議事進行につきましては整理させていただきます。

この際、委員長から申し上げます。

ただいま配付いたしましたメモを理事会として確認いたしました。市長が総務部作成の人事案を受け取った日付が、議論の中で4月30日から4月28日になり、答弁に整合性がなくなったことから、今後の議論を進めるに当たっては、時系列にその日付が変わった理由、そして総務部人事案を受け取った本当の日付を、合理的かつ明確な理由を明示した資料にて、当委員会に提出いただくことが今後の議論を進める上で必要であると判断し、市長部局に対し、資料の提出を求めます。

なお、本日は、斉藤委員の質疑の途中ではありますが、議事の都合上、これをもって散会いたします。